

とから、各援助機関の専門家とのコミュニケーションが十分にできなかったからであろう。こうしたネットワークの構築には予算的措置とともに援助機関内での人材確保養成を充分に行うことが必要であろう。

報告書でも指摘されているように、教育援助を拡大するにあたってのネックのひとつは、この分野の専門家が少ないことである。しかし、日本の教育研究の水準は非常に高く、各教育分野の学会は活発であり論文の数も多い。これまでこうした教育研究と教育援助の実施が結びついていなかったのである。もちろん、教育援助の実施の適格者のリクルートは難しいことを乗り越えて、適格者の数が少なすぎて話にならないという側面があったことも確かであろう<sup>266</sup>。

近年は国際開発大学院が設立され、援助研究が行われているが、教育援助の講義も増加傾向にある。そのためこうした大学や研究機関へ教育援助情報を提供することも含めた、緊密なネットワークを構築する必要がある。

我が国の教育援助は教育援助研究会の提言と前後して、かなり急速に教育条件の量的拡大と多様化が始まったと思われる。これは統計的なデータとしてはもう少し時間がかかるが、既に「フィリピン理数科教育開発パッケージ協力」がこれまでのプロジェクト方式技術協力の枠組みを越える総合的なプロジェクトとして1993年度から開始された。また「タイエイズ対策プロジェクト」はコンポーネントのひとつにエイズ教育の促進が含まれている。象牙海岸には環境教育用機材が供与された。無償資金協力では、小学校の建設に関わる案件がセネガル、ニジェール、パキスタン等で始められている。またJICAにおいてはアフリカ援助国会議(DAE)に積極的に対応するためのコアグループの形成が試みられている。

## 7. 教員援助対処方針への示唆

### (1) 我が国の教育援助の傾向と予測

教育援助研究会の提言では、我が国の教育援助を2000年までに15%に引き上げるべきであるとしている。この数字は国際的な動向を踏まえた適切なものであることは、前節に述べたとおりである。ただ、報告書にはこの目標を達成するための具体的な方策は示されていない。しかし、私見では国際的な教育援助が16-17%の目標が達成可能であると同様、我が国もこの15%を達成することが可能であるし、その実現は高いと思われる。以下にその根拠を示すことにしたい。

#### ア. 学校建設等の無償資金協力が増加する

1990年代に入ってから、小学校建設やそれに伴う教員養成学校、教育研修施設に対する要請が増加している。これは各国の教育開発計画に対する協調支援の中で、我が国のスキームに見合ったものとして要請される場合が多くなったからである。また増加傾向にある草の根無償は、学校や教育施設に対する援助が多いことも見逃せない。

#### イ. 教育分野の円借款が増加する

1980年代の後半に韓国への大学や科学技術関係の借款がかなり行われた。これは産業開発がある程度進んだ場合には、技術革新を担う大学や研究機関の育成が急務となるからで

ある。東アジア、東南アジア、東欧、南アフリカ等がまさにこの段階にさしかかるため、教育分野の資金需要は急速に増えると考えられる。

#### ウ. 教育分野の開発調査が始まる

現在極めて限られた分野（放送教育等）でしか行われていない開発調査が、教育開発計画、地域学校建設計画のような形で実施されるようになる。初めは世界銀行や他の援助機関との共同実施ということもあり得るであろう。

#### エ. 新たに援助が開始される国は教育援助案件を必要としている

インドシナ、東欧、南アフリカ、パレスチナ等の国々は、人造り協力に対する要請が強いことがうかがえる。特にインドシナは基礎教育、他の地域では高等教育や産業技術教育分野での協力が増大することが考えられる。

#### オ. 教育援助専門家養成の確立と活用

大学院の国際開発学科の新設が相次ぎ、数年後には我が国の開発専門家養成の基盤は飛躍的に拡充する。その中には教育援助の専門家も多い。そのため教育援助を実施しやすい体制になる。

#### カ. NGOの教育協力が一層増加する

現在NGO協力の中心分野は保健医療と教育である。NGOに対する資金援助は増加傾向にあり、学校や教育施設に対する協力が増える。

### (2) 対処指針への示唆

#### ア. 格差の増大とニーズの多様化に対応

人口政策が軌道に乗ったとしても2010年には世界はおよそ70億人の人口になるといわれれており、それに伴う教育人口の増大に耐える教育投資を行えない国が多くなる。特に人口増加の激しい国は経済的発展も不十分であることが多いために、その傾向は倍加される。

こうしたことから、地域および国ごと、教育段階ごとに教育援助ニーズは大きな変化を持つことになり、教育援助の方策は一層の多様化を求められることになる。

こうした多様化に対処するためには、いくつかの国をカテゴリーに分けて対応していく方法（現在USAIDが行っている方法）では対応できない。そうした対応策のうえにたって具体的な方策の立案を現地で行うことが求められるであろう。

多様な教育援助ニーズに対応するためには、総合的な教育計画の立案、教育行政組織の強化、カリキュラムの検討等、ソフトの分野にまで踏み込んだ協力を推進することが必要である。

#### イ. 学歴インフレへの対応

今後世界の教育水準は上昇していくが、同時に学歴インフレが生起する。現在の初等教育の普及は、強い中等教育のニーズを生みだしている。また中等教育の普及は高等教育の量的拡大を求める。教育要求は国民的要求であり政府が充分に対応しないと政治不安をも

たらず。そのため現在のフィリピン等にみられるように、ディプロマミルといわれる高等教育機関、タイにみられる公開大学・放送大学が増加していくであろう。

学歴インフレは教育資格が社会的富の配分と不可欠に結びついているために起こると考えられているが、この現象はいうなれば教育の内的な発展に基づくものであり、現在のところ有効な対策が見い出せない。そこで、企業内教育やOJTをも視野に入れたマクロな視点からの教育計画を検討することが必要となる。

#### ウ、教育・研究交流の活発化

東西対立が解消したことから、国際的な教育交流、研究交流は一層活発になる。留学生が増大し、外国人教師も増加する。日本の場合にはその多くは東アジアと東南アジアであり、今後の経済発展に伴い、技術革新の発信地となる可能性が高い。そのため教育援助の一環としての研究協力を一層活発化する必要がある。

そのためには大学ないしは研究機関に教育援助の調査研究を行う機関を創設し、JICAおよび関係機関と協力して、日常的に情報の収集、プロジェクト発掘、運営管理、評価を行うことが必要である。  
(担当：内海 成治)

- 注1 ジョン・デューイ『民主主義と教育』（松野訳 岩波文庫 18ページ）
- 注2 近代的学校制度と伝統社会とのコンフリクトについては、例えばエンクルマ『わが祖国への自伝』（野間訳 講談社）
- 注3 コンドルセ『革命議会における教育計画』（渡辺誠訳 岩波文庫）。公教育の歴史については堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店、1971年、我が国の公教育の歴史については山住正己『日本教育小史』岩波新書、1987年等に詳しい。また、日本の教育開発と近代化の関係については富永健一『日本の近代化と社会変動』講談社、学術文庫、1990年に考察されている。
- 注4 Schultz, Theodore, W., *Investment in Human Capital*, The Free Press, NY, 1971  
なおマンパワー理論に関しては金子元久編著『アジアのマンパワーと経済成長』アジア経済研究所、1983年に詳しい。
- 注5 各援助機関の教育援助の歴史的な概観に関しては、King, Kenneth(1991)が詳しい。
- 注6 牟田博光『国際教育・援助への比較教育学の貢献』日本比較教育学会第30会大会発表要旨集録、1994年

## 参考文献

- 潮木守一『教育援助政策に対するジョムティアン会議のインパクト』日本比較教育学会第30回大会発表原稿（未定稿）、1994年
- 内海成治『教育援助の動向』国際教育研究紀要 Vol. 1、東和大学国際教育研究所 1994年
- Colclough, Christopher and K. M. Lewin, Educating All the Children, Clarendon Press, 1993
- Dore, Ronald P., The Diploma Disease - Education, Qualification and Development, George Allen & Unwin Ltd., London, 1976  
（日本語訳 松居弘道訳『学歴社会 新しい文明病』岩波書店、1990年）
- Lockheed, M. E. & A. M. Verspoor, Improving Primary Education in Developing Country, World Bank Publication, 1991
- King, Kenneth, Aid & Education in the Developing World, Longman, 1991
- Naumann, Jens, The Volume and Structure of External Aid to Education Paper presented at the IIBP, Paris. 1984
- World Bank, Vocational and Technical Education and Training, 1991

表 1

Table 2-2. Gross Enrollment Ratios and Females as a Percentage of Total Enrollment, Selected Years, 1965-85

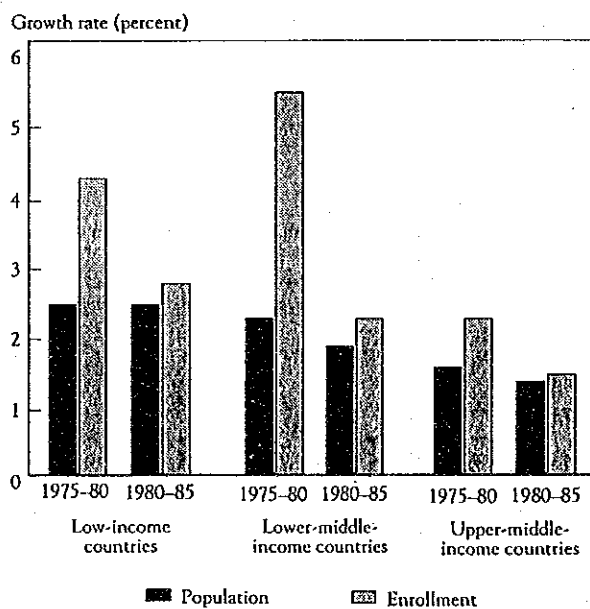
Country income level	1965	1970	1975	1980	1985
Low (excluding China and India)					
Gross enrollment ratio	44.1	47.9	61.7	67.0	67.3
Females (percent)	38	41	42	42	43
China and India					
Gross enrollment ratio	94	85	106	101	110
Females (percent)	38	42	42	43	43
Lower middle					
Gross enrollment ratio	73.8	79.7	84.7	99.7	100.9
Females (percent)	44	45	45	46	47
Upper middle					
Gross enrollment ratio	95.4	105.5	98.3	102.4	103.3
Females (percent)	47	48	47	48	48
High					
Gross enrollment ratio	104.0	103.5	101.2	101.1	101.2
Females (percent)	48	49	49	49	49

Note: Ratios are weighted means.

Source: See tables A-2 and A-4 in the appendix.

表 2

Figure 2-2. Average Annual Population and Enrollment Growth Rates, by Country Income Level, 1975-85



Source: See tables A-1 and A-2 in the appendix.

(出典)

Lockheed, M.E. etc. (1991) Improving Primary Education in Developing Countries, World Bank Publication

表 3

Table 2-5. Median Public Expenditure on Education, Selected Years, 1965-85  
(percentage of GNP)

Country income level	1965	1970	1975	1980	1985
Low	2.7	3.2	2.8	3.1	3.2
Lower middle	3.0	3.4	3.6	4.5	3.9
Upper middle	3.2	3.4	3.5	3.7	4.3
High	4.3	5.1	6.3	5.8	5.8

Source: See table A-15 in the appendix.

表 4

Table 2-6. Median Public Recurrent Expenditure per Primary Student, Selected Years, 1965-85  
(1985 dollars)

Country income level	1965	1970	1975	1980	1985
Low	40.7	38.7	40.7	29.4	30.9
Lower middle	72.5	71.3	81.6	75.5	101.7
Upper middle	194.3	197.9	258.9	255.7	296.6
High	824.5	841.7	1,117.6	1,382.8	1,551.4
Ratio of low-income country spending to high-income country spending	1:20	1:22	1:27	1:47	1:50

Source: See table A-20 in the appendix.

(出典)

Lockheed, M.E. etc. (1991) Improving Primary Education in Developing Countries, World Bank Publication

表 5

Table B-2. Educated and Trained Labor Force Entrants and Jobs Created in Selected Countries, 1988

Country	Ratio of educated entrants to jobs created
Niger	a
Sri Lanka	a
Hungary	a
Colombia	a
Togo	12:1
Mexico	12:1
Zimbabwe	12:1
Benin	11:1
Chile	5:1
Turkey	3:1
Thailand	2:1

a. Net reduction in wage employment.

Source: Middleton, Zideman, and Adams (forthcoming).

(出典)

World Bank (1991) Vocational and Technical Education and Training

## 2-5 新しい課題

### 2-5-1 難民

#### 1. 難民問題の定義

難民問題のスペクトラムとしては、政治的な迫害による難民の問題のほかに、国外追放者、そのほかにも国境を越えないが、紛争、政治的混乱、環境破壊、その結果としての経済的困難によって逃避せざるを得なくなった国内避難民や、一度国を出てから帰還した者の再定着等の問題まで含んでいる。

難民問題の捉え方としては、基本的に難民問題を「人権」の問題と捉え、人々が居住地に安全に留まる権利を奪われている、あるいは安全な避難先を求めていることに對し、その人権をどう守るか、あるいは流入先および帰還先での保護をどうするかという視点から捉えることが問題の整理のために必要と思われる。この視点でみた場合、問題の焦点は、「自分達の意志に反して移動を強制されている人々」= people of forced migration の問題にあるといえる。

この意味から、移民、出稼ぎ労働者のように経済的機会を得るために国を出た人々で、目的地をあらかじめ選択でき、行きたいところが選択できる人々の問題はここでは取りあげない。しかしながら、後述するように今日の世界においては難民の流れは国際的な人口移動の流れのひとつであって、厳密な意味で難民と移民とを区別する客観的判断基準がないことが問題を複雑化している。

#### 2. 難民の定義

本章での難民問題の定義づけは上記のとおりであるが、世界における難民の解釈は時代を追って広義のものに広がりつつある。ここでは難民の国際的な定義づけについて、時系列的に整理を加えることとする。

##### (1) 「難民条約」(1951年7月 ジュネーブ会議) 第1条

##### 「難民の地位に関する議定書」(1967年)

ここでは「難民」=「人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることのできない者又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」と定義している。いわゆる「定義難民」または「条約難民」と呼ばれる最もオーソドックスな意味での難民である。1967年の「難民の地位に関する議定書」では定義難民に対するUNHCR(国連高等難民弁務官事務所)の救済権限を定めている。この定義づけは、条約加入国と1967年の難民議定書の両方またはどちらかに加入した国で適用されており、1993年11月末現在で120カ国が加盟している。

なお、「難民」と「亡命者」は欧米では同義であるようであるが、日本においては、より反体制的姿勢が明確であり、本国当局による政治的迫害を受けるおそれがあるものについて「亡命者」と呼ぶ場合が多く、ここでいう「定義難民」にあてはまる。

(2) 「アフリカ難民条約」(1969年 アフリカ統一機構)

ここでは、上記の定義難民の枠を広げて、「難民」=「内乱、内戦、外国の支配、外国による侵略や占領または重大な政治的混乱の理由で」国外にある者と定めた。アフリカ42カ国が加盟している。

(3) 国連総会決議(第3455(XXX)号(1975年12月)他)

インドシナ3国から政治的、経済的混乱を逃れて国外にある者や、アフリカ各地での飢餓状態を脱するために、他国に移動せざるを得ない者を集団として難民に含めた。

(4) 「カルタヘナ難民宣言」(1984年メキシコ、パナマ、中米難民問題会議)

ここでは、上記(2)にさらに「人権に対する大規模な侵害」を難民認定の要件の一つに加えた。法的拘束力はないが、中南米諸国において適用されている。

(5) さらに1991年以降、国境を越えずともクルド難民、ボスニア・ヘルツェゴビナのイスラム教徒への対応のように、国内の政治的混乱のために国内的に避難せざるを得ない者に対してもUNHCRの救援活動が行われるようになった。

このように、難民としての保護および救済の適用範囲は広がってきているのであるが、実際に各国がどのような定義の難民を保護の対象とするかについては、各加盟国に委ねられている。また、「難民条約」の解釈を行う場合は、基本的には難民が自ら難民であることを立証しなければならないが、その立証責任の軽減のための取り組みも各国まかせとなっている。

また、こうした定義の違いから、難民数もOAU発表とUNHCR発表が異なるなど、正確な統計の難しさの原因にもなっている。

### 3. 難民問題の現状

#### (1) 現状

UNHCRが1993年に発表した世界難民白書(英文)によれば、1993年11月現在世界に1,970万人の難民が存在する。そのほか、UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)の管轄するパレスチナ難民が約250万人いる。UNHCRによれば1992年の一日の難民増加数は1万人であるという。さらには、上記統計では、その他2,400万人は国境を越えない国内避難民だとしており、難民と国内避難民とを合わせると地球上の130人に1人は住み慣れた土地からの避難を強いられているという。ちなみにその他の経済的出稼ぎ者は3,000万人いるとされている。

#### (2) 世界の難民数の推移(1960-1992)(別表1)

UNHCRの資料によれば1960年代から1970年代前半までの緩やかな難民数の増加に比し、その後の15年間の難民増が著しい。この急増の背景のひとつは、難民の定義の広がりによるものであろうが、1970年代後半以降は、100万人を超えるインドシナ難民、アフガニスタン難民、エチオピア、スーダン等の「アフリカの角」諸国やモザンビーク等にお



ける難民の発生等、難民の大量化が特徴である。

地域別難民数の推移（1980-1992）（別表2）から読み取れる点は、難民発生のアフリカ、アジア地域への集中、かつこれらの地域での増加である。1993年現在各地域でそれぞれ500万人を超える。また、中南米地域は人数的には多くないが、1987年以降グアテマラ等中米地域の内戦によって難民が増加した。ヨーロッパ地域は旧ユーゴ紛争、アルバニア、アゼルバイジャン等の民族紛争による難民が1991年以降急増している。1993年現在の地域別難民数は図1および図2参照。

### （3）近年の難民問題の特徴

#### ア. 無秩序な移動と難民の多様化

途上国→周辺国への移動が多い。（紛争、貧困、飢餓等の理由による）

総人口における受け入れ難民数の割合が多いトップ50カ国のうち43カ国は途上国である（別表3参照）。また1人当たりGNP比で受け入れ難民数の多いトップ22カ国のうち20カ国は1人当たりGNPが700ドル以下の低所得国である（別表4参照）。

途上国→先進国への流れは主に経済格差によるもので、経済移民は1億人に達している。インドシナからの経済難民にみられるように難民と移民希望者の流れは一体となっており、客観的に区別することは難しくなっている。

#### イ. 難民発生理由の多くは国内紛争、あるいは混乱によるもの

国際間の紛争でなく、国内での民族紛争その他の問題によって移動を余儀なくされるケースがほとんどである（図3世界紛争地図参照）。

### 4. 難民問題発生にかかる全般的傾向

20世紀前半までは、いわゆる「伝統難民」と呼ばれるように、17世紀に宗教的迫害から逃れるためフランスから英国、オランダ、スイス等の国々へ脱出した25万人のキリスト教徒に始まり、今世紀は2度の大戦とそれに伴う領土の再編成による大量の難民の移動、強制送還といった現象が特にヨーロッパに集中してみられた。

これに対し、20世紀後半からは、政治・経済の不安定な独立新興国、特に途上国内および途上国からの「新しい難民」問題が出現した。こうした国々では、1970年代の石油ショックでは、1次産品の価格低下、国際的不況等の経済危機により、国内の経済的混乱が政治的不安定に加わった。また、累積債務問題の解決のため、財政、金融の引き締め、緊縮政策への転換が行われたことで貧困層がしわ寄せが生じたことや、干ばつ等の自然災害、飢饉、森林伐採、砂漠化による環境破壊や、人口爆発が原因となって、生活基盤を失い、移動を強いられるという状況が生じた。また、政変や独立戦争、強権政治に加えて、米ソによる代理戦争勃発、大量兵器の導入等が、こうした混乱に輪をかけることにもなった。

1980年後半以降、紛争の終結や民主化への移行等の雪崩現象がみられ、カンボディアやモザンビーク、アフガニスタンにみられるように難民の大量帰還が実現されつつあるが、一方、冷戦構造の消滅に伴い、東西対決のかけに埋もれていた宗教対立、民族対立が世界各地で民族紛争として顕現してきており、途上国および旧東側諸国からの難民発生は後を絶たない状況にある。

## 5. 難民問題に対する取り組みとその問題点

### (1) 保護（一時的な救済）

「難民条約」等に基づく、各国およびUNHCR等による救済措置。

難民としての地位を決定し、保護する（認定）こと、および難民の生存と安全に必要な最低限の権利を確保することが求められている。この場合、難民を迫害のおそれのある地域、国に追放、送還してはならないことが原則とされている（ノン・ルフルマン原則）。実際は、正式に「難民」と認定していなくとも、生命の危険に晒されている人々に対し、「庇護」を与えることが多く行われている。

難民発生の原因が、政治的迫害よりは、内戦や内乱によるものが多くなってきたこともあり、こうした紛争の周辺地域における一時的な庇護がますます重要になってきている。難民キャンプへの食糧や医薬品、毛布、シェルター等の供与は、UNDRO（国連災害救済調整官事務所）をはじめ、パイのドナーや赤十字、NGO等の組織による緊急対応がなされるが、ときに補給路や車両の手配が問題である。また、反政府グループと目された難民のキャンプが軍隊に攻撃されるといった事態が過去、アフリカ、中米で発生している。

### (2) 恒久的解決のための方策（UNHCR等を中心とした考え方）

#### ア. 現地定住

難民が最初の投宿地において、自力で生活できるようにするための援助が行われている。グラントまたは低利融資の供与、職業訓練による技術指導、教育、カウンセリング等を行っている。アフリカ地域では、大部族主義によるものか、農村難民の60%が自然定住するといわれている。メキシコ等でもキャンプ外に定住したものは多い。この定住によって環境の破壊、砂漠化等の2次問題が生ずることもある。また、これが出身国政府に対する新しいゲリラ等の拠点となることもある。

農村定住計画として、組織的に定住を促進する方策もとられている。エチオピア難民のためのスーダンにおける農村定住、周辺国難民のためのタンザニアでの農村定住等がそれであるが、供与されるトラクター等の使用権をめぐる抗争等も生じやすいとされる。都市への定住支援は各難民ごとに行われている。

#### イ. 第3国定住

定住先の斡旋による、第3国への移住支援。難民が自国帰還することはもちろん、避難先においても安全な状況で留まれない場合に考えられる、唯一のやむを得ない解決法であり、第3国定住する難民の数は1992年においては難民総数の0.2%にも満たないごくわずかな人々にすぎない。インドシナ難民の大量発生に対応して、西側諸国が70万人あまりのヴィエトナム難民を受け入れたことや、トルコ、サウディ・アラビアのクルド難民受け入れ等は極めて例外的措置であった。近年は少数民族や女性等特に脆弱な難民層のみをこの対象とし、また社会的文化的に類似した域内定住が好ましいとされる。

伝統的に難民受け入れ国であったカナダ、アメリカ、ヨーロッパ諸国等においては、冷戦後、東側国からの難民受け入れの戦略的意義が薄れ、また西欧諸国自身が経済不況等によって失業等の国内問題が増大していることから、「同情疲れ」、外国人排斥感情等も生じてきており、一般的に先進諸国における難民受け入れ環境は1990年代になって厳しくな

ってきている。

#### ウ. 自発的帰還

1985年以降、自発的帰還促進のための活動が正式にUNHCRのマンドイトに入ってきており、ユニセフ、UNDP等との協力により、本国におけるコミュニティ再生のために必要な道路、学校、診療所等の修復のほか、最低限の食糧、資金、農機具、種子等の供与、教育訓練等が行われている。即効プロジェクト("Quick Impact Project (QIPs)")等の特別プログラムがある。難民問題の恒久的解決のためには最も好ましいとされ、促進されるべきものではあるが、自国の治安情勢確認といった帰還のタイミングの問題および、難民によっては必ずしも自発的帰還ではなく、一時避難先の治安、経済状況の悪化等により、帰国を強いられるケースもある。

帰還を促進するためには、ソマリア等でみられたように、PKOのみならず、平和創造、平和の構築のための活動が同時に行われることが必要な場合もあるほか、カンボディア等のように帰還難民自身が国民投票参加等によって、安定した政府の設立自体に主体的に関わるといった重要な役割を果たす場合もある。

#### (3) 避難民、難民発生の監視、早期警報活動

UNHCRや草の根レベルで活動するNGO等にもこの機能があるといえる。環境破壊や、民族宗教間暴力、戦争、内戦、政治的、人種的迫害、経済的社会的抑圧等の根本原因の動向監視もさることながら、こうした事態に臨んだ人々が生き残るために取る行動のなかには大量の難民移動が起こりそうだという兆候が見い出せるという。早期警報活動のためには人道援助機関間の情報の交流が課題となっている。

#### (4) 考え得る難民問題の予防策

ア. 理想的には、国際社会全体として、紛争の解決(平和)、人権の保障(安全)、経済的不平等等の解決(発展)が同時に確保されることが必要=予防は治療にまさる

イ. そのための難民発生国の役割は: 経済、社会、政治条件を改善すること、人権侵害、少数民族の迫害、無差別的暴力と殺戮を軽減することが必要

ウ. そのための国際社会の役割は:

(ア) 経済的不平等、deprivation、軍備拡張、国内分裂を起こさせる外的勢力をなくす

(イ) 難民発生国への援助と働きかけ(発展と良い統治への支援)

(ウ) 一旦難民が発生したら「迫害の恐れのある地域、国に送還しない」(Non-refoulement 原則)

#### 6. 難民問題の将来予測

国際政治状況の将来予測がたたないように、難民の発生予測は極めて難しく、量的にはもちろんのこと、定性的にも問題予測することは難しいが、難民発生原因および帰還可能性別に要因分析を試みる。

### (1) 難民を生ずる問題とその将来予測

—過去のような米ソ2大国の介入による大量難民のケース

(例) アフガニスタン、ヴィエトナム、カンボディア、エティオピア/ソマリア、アンゴラ、モザンビーク

\* 戦略的援助の意義は薄れたが、途上国の軍事費拡張傾向、政治的不安定、先進国等からの武器輸出増大等の要因はなくなり、混乱の原因はなくなると予想される。

—民族的、宗教的紛争による難民発生のケース

民族、宗教集団の暴力的対立

(例) インド・パキスタン戦争、スリ・ランカのタミル人・シンハリ人の対立

ブータン、ミャンマー、エティオピア、イラク、スーダン、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、旧ユーゴ

政府による弾圧、内戦

特定の宗教、社会集団による少数支配体制によって非合法化された反政府勢力がテロやゲリラ戦を展開、これに対して政府が弾圧、拷問で応じるといった、抑圧、抵抗、弾圧の悪循環がエスカレートして国内を混乱に陥れるケース

(例) エル・サルヴァドル、ウガンダ、モザンビーク

\* 多民族、多部族国家の多い地球社会において、民族、宗教的紛争はそれを軽減する経済社会的充足が行われない限りなくならない。不満をかわすために、一部の少数民族、宗教集団等をスケープゴートとする場合があり、また不公平を感じる集団が暴力的抗争を起こすケースはなくなると思われる。

特に反政府勢力を民主的に温存できる制度が不備である場合は、特に紛争を招きやすい。また、一旦難民が発生し、他民族、部族の居住する地域に流入した場合、それが原因で武力抗争を生ずる場合もある。

いずれにせよ、民族、宗教の違いを原因とする難民流出は増えるおそれがある。

—経済的理由による難民のケース

途上国では経済停滞、低成長の状況において、限られた資源の配分を巡って不公正が生じやすい。このために貧困層はより不利な状況に陥りやすい。

紛争、戦争に基づく経済活動の破壊とそれに伴う貧困、飢餓、疾病はその根本的原因がなくなると限りなくならない。経済的停滞、低成長は紛争をより悪化させる。

\* 途上国の経済不振が続く限り、政治的不安定、紛争悪化に繋がり、経済難民は増えるであろう。特に国家間の経済格差による雇用機会への期待や、難民への救済への期待がブル要因となって経済難民は増えるおそれがある。

—環境要因による難民のケース

旱魃、洪水等の自然災害によるもの。

単なる天災ではなく、農村の貧困、人口増加、過剰耕作、過放牧、森林伐採による土壌の流出等による農地の疲弊や砂漠化の拡大が原因のものもある。

(例) エティオピア、スーダン、チャド

\*特に途上国での人口が飛躍的に増大し、慢性的貧困が当面なくなることから、自然資源の破壊、減少を食い止めることは難しい。このため、環境破壊は増えていくおそれがある。自然災害も森林伐採等によってその被害が拡大することも予想される。特に農業開発、産業インフラ整備等を通じて外からの森林資源の破壊が進むことを考えると、環境要因による難民は増えるおそれがある。

## (2) 難民を生ずる問題の地域別将来予測

武力紛争の温床として考え得る地域は、民族的に複雑で、経済的基盤の弱いアフリカ、南アジア地域のほかに、変動の続く旧ソ連共和国、東欧であり、さらに紛争の波及が予想される。アフリカは、40カ国に700以上の民族集団が存在し、政治権力掌握を巡る民族対立は続くであろう。南アジアは、スリ・ランカ、インド、バングラデシュ、ミャンマーの宗教対立、少数民族との深刻な対立等が現存し、さらに政治的権力、経済権力をめぐった対立がますます激化するおそれがある。旧ソ連共和国では、グルジアのような少数民族と多数派の対立、その他の共和国では固有の民族集団とロシア人との対立があり、後者は少数派のロシア人の同化またはロシアへの帰国に帰着することが予想されている。南米はアマゾンの資源開発をめぐって先住民に対する迫害が継続するおそれがある。

## (3) 難民帰還可能性別将来予測

政治的、民族的対立が原因の内戦は、外交圧力による和平協定の締結促進、国際機関等の平和維持活動によって、和平に向かうところも増えていくであろうから、現在のカンボディア、モザンビーク難民のような大量の自主帰還が可能となっていくであろう。しかしながら、アフガン難民のように国内の政情不安等によって新たな流出もあり得る。紛争の解決と国家復興ないしは国家の統合は直接には連動しておらず、国家の持続的な和平の確保と安定と成長といった真の意味での国家復興がなされなければ、難民の再流出は食い止められない。したがって、難民の全面的帰還およびその持続性は期待しにくい。

## 7. 我が国の対処方針に対する示唆

結論として、将来的には難民の本国帰還者は増えていくであろうが、難民発生原因の根治は難しく、難民問題はこれからも深刻な地球的課題として続くであろう。しかしながら、難民問題の原因は、政治的不安定と貧困にあることが多く、難民の発生が本国の政治状況に絡むだけに対応も政治的色彩をとりがちである。したがって、難民問題に取り組むべき主体はあくまで、国際機関であり、NGOであろうが、2国間ベースの援助としての対応としては、(1) 避難先国への支援(対症療法)と、(2) 難民帰還促進のための支援(解決策)と、(3) 難民発生国に対する難民流出抑制のための間接的支援(予防策)、の3つが求められていくであろう。

(1) 避難先国への支援は難民のみをターゲットにしたものではなく、かつてタイやフィリピンにおけるインドシナ難民援助等で行ってきたように、受け入れ先の地域社会の福祉向上を目的とした支援を盛り込んだ援助とすることが必要である。

(2) 難民帰還促進のための直接支援には、再定住のための農村整備や技術訓練、生計向上支援が有効である。さらに、難民の帰還する国が紛争の和解を経て、国家復興に向

かわなければならない点を考えれば、側面的支援として復興のための経済援助、BHN援助が平行して行われなければならないと同時に、安定した政府の確立のために、政治、行政機構制度の修復支援も必要である。しかしながら、和平合意後も往々にして反対勢力の武力行使等によって治安情勢が安定せず、平和の創造を行いながら、平和を構築し、維持するという活動が必要な場合も多くなろう。こうした場合のPKO活動とODAとの連携が課題となろう。

- (3) 難民発生国に対する難民流出防止および抑制のための支援については、最も重要な予防策として重視されていくべきであろう。直接的支援が紛争当事国に対する和解交渉促進のための外交的努力であるとすれば、間接的支援は難民流出国の政治的な多元性の確保、合理的な行政機能の確立といった良い統治の条件整備や経済的、社会的開発促進のための援助が考えられる。しかしながら、良い統治支援についてはその国の文化、社会に適した統治機構、制度を見出すことが長期的な課題であるとともに、支援の効果をみるまでに長期間を要するといった課題がある。また、民族対立による紛争が原因となって難民が生じているような場合、多民族国家であっていささかでも分離独立運動等の民族対立のない国はアメリカを除くと存在せず、国家統合を盾に民族的な感情を平和裏に抑制することは實際上非常に難しい。したがって、対立が頻発する場合は、果たして国家統合を進めることが得策であるのか、分離または自治を支援することが得策であるのか、今後「国家」の意味づけをめぐっても政治的判断を迫られるケースが増えてくるであろう。

なお、そのほかにも、第3国定住先としての我が国の役割が考え得るが、我が国の規模の小ささおよび第3国定住自体が抱える問題点として文化的、社会的違いによる適応の難しさを考えると、人道的観点から受け入れるべき極めて少数の難民受け入れ以外については、重要な役割を果たし得るとは考えられない。(担当：桑島京子)

(参考)

## 難民問題関連の国際機関

### 第1次大戦後

国際連盟にナンセン高等弁務官の設置

### 第2次大戦後

1947 IRO「国際難民機関」-主に欧州難民

1949 UNRWA「国連パレスチナ難民救済事業機関」

1951 IRO解消

UNHCR「国連難民高等弁務官事務所」設置-難民の庇護と援助

ICEM「欧州移住政府間委員会」-主に欧州から中南米への移民

1980 ICEMからICM「移住政府間委員会」に名称変更

1989 IOM「国際移住機関」(ICM「移住政府間委員会」より改組)

UNHCRの役割 : 難民を保護するための国際協定の締結や批准を助け、各国政府と特別協定を締結し、難民の置かれた状況を改善すること  
難民の自発的帰国と(第2国、第3国での)受け入れの進展を支援すること

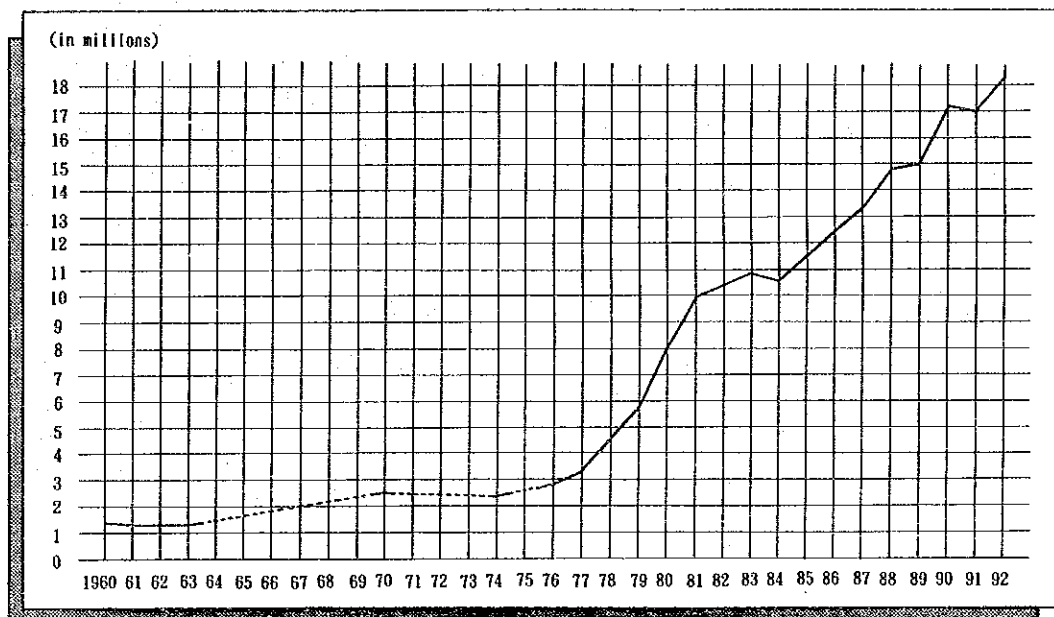
UNRWAの役割: パレスチナ難民を対象とする教育、職業訓練、保健医療、救済活動

IOMの役割: 難民、非難民の移住支援(輸送およびその他移住のためのサービス)  
途上国出身者の優秀な専門家等の帰国移住の促進のための移住サービス  
移住問題に関する情報の収集、分析、提供等

## 参考文献

- ・緒方貞子、アンセルモ・マタイス『世界の難民』明石書店、1984年12月
- ・栗野鳳『難民-移動を強いられた人びと』アジア経済研究所、1992年3月
- ・国際人道問題独立委員会(ICIH)『難民化の力学-人はなぜ追い立てられるのか』第三文明社、1990年12月
- ・本間浩『難民問題とは何か』岩波新書、1990年12月
- ・UNHCR駐日事務所『UNHCRと難民-どこで、何を』1993年12月
- ・UNHCR『難民Refugees』1993年第2号、1994第1号
- ・Office of the United Nations High Commission for Refugees, The State of the World Refugees 1993, 1993
- ・Appleyard, Reginald T., International Migration: Challenge For The Nineties, IOM (International Organization for Migration), Nov. 1991

別表1 世界の難民数の推移 (1960~1992)



	1963: 1.3	1969: —	1975: —	1981: 9.8	1987: 13.3
	1964: —	1970: 2.5	1976: 2.8	1982: 10.4	1988: 14.8
	1965: —	1971: —	1977: 3.3	1983: 10.9	1989: 14.9
1960: 1.4	1966: —	1972: —	1978: 4.6	1984: 10.5	1990: 17.2
1961: 1.3	1967: —	1973: —	1979: 5.7	1985: 11.6	1991: 17.0
1962: 1.3	1968: —	1974: 2.4	1980: 8.2	1986: 12.4	1992: 18.2

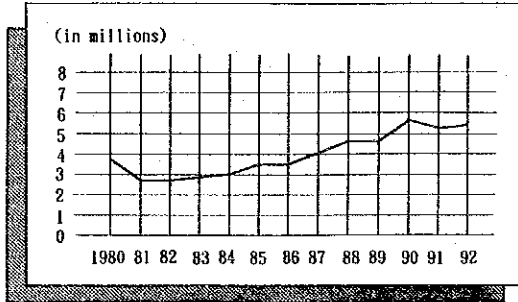
Note: Totals are as of 31 December of each given year. Figures for the years 1964-69, 1971-73 and 1975 are incomplete, and are represented by a broken line. The total for 31 December 1992 does not include some 810,000 internally displaced people in Bosnia and Herzegovina. For a detailed breakdown of the totals for 1991 and 1992, see Annex I.1.

出典：UNHCR, The State of the World Refugees 1993, 1993



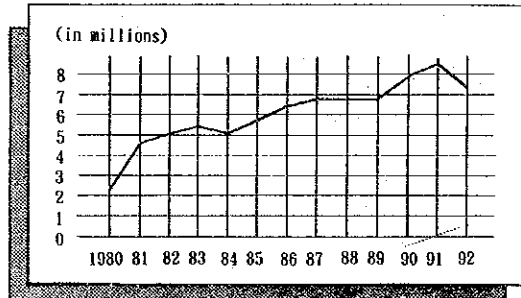
別表2 地域別難民数の推移 (1980~1992)

AFRICA: Number of Refugees, 1980-1992



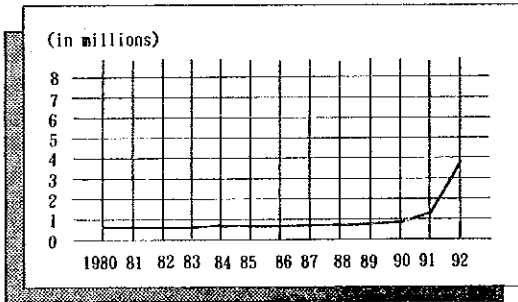
1981: 2.7	1984: 3.0	1987: 4.0	1990: 5.6	
1982: 2.7	1985: 3.5	1988: 4.6	1991: 5.3	
1980: 3.7	1983: 2.9	1986: 3.5	1989: 4.6	1992: 5.4

Fig. B.2  
ASIA: Number of Refugees, 1980-1992



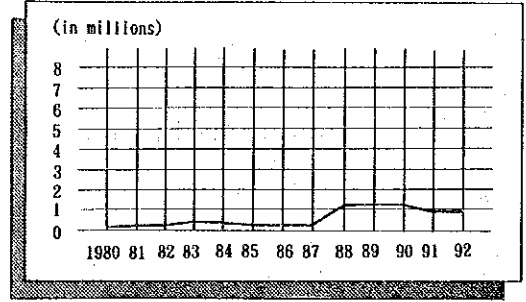
1981: 4.6	1984: 5.1	1987: 6.8	1990: 7.9	
1982: 5.1	1985: 5.7	1988: 6.8	1991: 8.6	
1980: 2.3	1983: 5.4	1986: 6.4	1989: 6.8	1992: 7.2

Fig. B.3  
\*EUROPE: Number of Refugees, 1980-1992



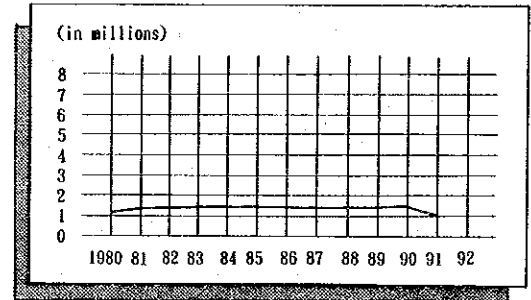
1981: 0.6	1984: 0.7	1987: 0.7	1990: 0.9	
1982: 0.6	1985: 0.7	1988: 0.7	1991: 1.2	
1980: 0.6	1983: 0.6	1986: 0.7	1989: 0.8	1992: 3.6

Fig. B.4  
LATIN AMERICA: Number of Refugees, 1980-1992



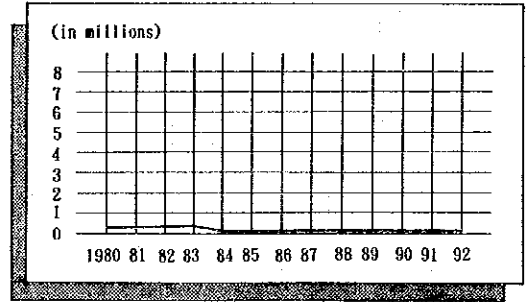
1981: 0.3	1984: 0.4	1987: 0.3	1990: 1.2	
1982: 0.3	1985: 0.3	1988: 1.2	1991: 0.9	
1980: 0.2	1983: 0.4	1986: 0.3	1989: 1.2	1992: 0.9

Fig. B.5  
NORTH AMERICA: Number of Refugees, 1980-1992



1981: 1.4	1984: 1.4	1987: 1.4	1990: 1.5	
1982: 1.4	1985: 1.4	1988: 1.4	1991: 1.0	
1980: 1.2	1983: 1.4	1986: 1.4	1989: 1.4	1992: 1.0

Fig. B.6  
OCEANIA: Number of Refugees, 1980-1992



1981: 0.3	1984: 0.1	1987: 0.1	1990: 0.1	
1982: 0.3	1985: 0.1	1988: 0.1	1991: 0.1	
1980: 0.3	1983: 0.3	1986: 0.1	1989: 0.1	1992: 0.1

出典: UNHCR, The State of the World Refugees 1993, 1993

別表 3

Top 50 Countries and Territories Ranked According to the Ratio of Refugee Population to Total Population

Annex L2 provides a ranking of the countries and territories with the largest refugee populations relative to their total population.

Rank	Country or territory	Refugee population as at 31 Dec. 1992 (in thousands)	Total population estimate (in thousands)	Year of population estimate	Ratio refugee population/total population
1	Milawi	1,058	10,356	1992	1:9.8
2	Belize <sup>1</sup>	20	198	1992	9.9
3	Armenia	300	3,489	1992	11.6
4	Guinea	478	6,116	1992	12.8
5	Swaziland	56	792	1992	14.1
6	Iran (Islamic Rep. of)	4,151	61,565	1992	14.8
7	Croatia <sup>2</sup>	316	4,764	1991	15.1
8	Kuwait	125	1,970	1992	15.8
9	Djibouti	28	467	1992	16.7
10	Federal Rep. of Yugoslavia	516	10,630	1992	20.6
11	Burundi	272	5,823	1992	21.4
12	Sweden	324	8,652	1992	26.7
13	Liberia	100	2,751	1992	27.5
14	Cuba/Rico <sup>3</sup>	114	3,192	1992	28.0
15	Azerbaijan	246	7,283	1992	29.6
16	Sudan	756	26,656	1992	36.7
17	Slovenia	47	1,596	1992	42.5
18	Guatemala <sup>4</sup>	243	7,745	1992	43.7
19	Canada	596	21,367	1992	48.2
20	French Guiana	2	5,464	1992	31.0
21	Maldives	109	3,446	1992	56.6
22	Marshall Is.	38	2,143	1992	60.3
23	Zambia	142	8,638	1992	62.8
24	Korea	492	25,230	1991	63.6
25	FYR Macedonia	32	2,034	1992	74.2
26	Cote d'Ivoire	174	12,910	1992	76.6
27	Poland	1,629	124,773	1992	77.2
28	Zimbabwe	137	10,583	1992	83.8
29	Cambodia	12	1,006	1992	88.9
30	Denmark	58	5,158	1992	95.3
31	Uganda	186	18,674	1992	95.3
32	United Rep. of Tanzania	27	27,829	1992	97.0
33	Germany	827	80,233	1992	102.0
34	Zaire	391	39,882	1992	107.4
35	Senegal	72	7,736	1992	119.1
36	Norway	36	4,288	1992	126.3
37	Algeria	219	26,346	1992	127.5
38	Ethiopia	432	52,981	1992	127.5
39	Austria	61	7,776	1992	127.5
40	Hong Kong <sup>5</sup>	45	5,800	1992	167.0
41	Central African Rep.	19	3,173	1992	167.0
42	Luxembourg	2	318	1992	189.0
43	Iran	95	19,290	1992	203.1
44	New Zealand	17	3,445	1992	203.2
45	Yemen	60	12,335	1992	208.9
46	Guinea	10	2,308	1992	237.0
47	Cuba	172	3,368	1992	256.3
48	Malawi <sup>6</sup>	36	8,115	1992	242.4
49	Switzerland	27	6,813	1992	242.4
50	S. Salvador	20	5,386	1992	269.8

Note: This table does not include Bosnia and Herzegovina which had an estimated 810,000 internally displaced people on 31 December 1992.

Sources for total population estimates: World Population Prospects: The 1992 Revision, United Nations Population Division; Population and Vital Statistics Reports, various issues, United Nations Statistical Division; Monthly Bulletin of Statistics, various issues, United Nations Statistical Division; Statistical Bulletin No. 1834, Brigade, Federal Institute for Statistics, 1992.

1. Refugee population includes government estimate of Central American refugees in refugee-like situations.  
2. Refugee population does not include internally displaced Croats or refugees in the UNPA.  
3. Refugee population includes all Vietnamese asylum-seekers regardless of their refugee status.

別表 4

Top 50 Countries Ranked According to the Ratio of Refugee Population to Gross National Product per Capita

Annex L3 depicts the economic 'burden' of refugees. The chart compares a country's refugee population with its Gross National Product (GNP) per capita, a leading indicator of national economic development.

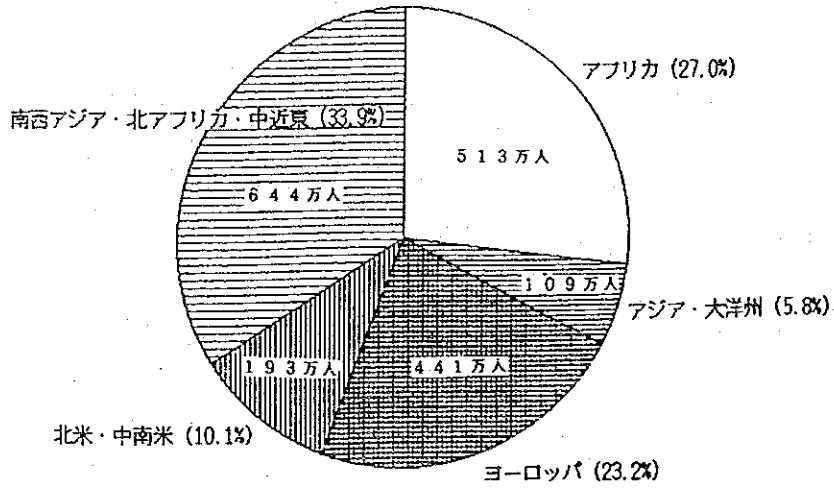
Rank	Country	Refugee population as at 31 Dec. 1992	GNP per capita (\$)	Year of GNP estimate	Ratio refugees population/GNP per capita
1	Milawi	1,058,000	230	1991	4,590
2	Pakistan	1,629,000	400	1991	4,073
3	Ethiopia	432,000	120	1991	3,600
4	United Rep. of Tanzania	272,000	100	1991	2,720
5	Sudan	756,000	320	1985	2,269
6	Iran (Islamic Rep. of)	4,151,000	2,170	1991	1,913
7	Zaire	391,000	220	1990	1,777
8	Burundi	272,000	210	1991	1,289
9	Kenya	402,000	340	1991	1,182
10	Uganda	196,000	170	1991	1,153
11	Bangladesh	343,000	220	1991	1,114
12	China	78,000	460	1991	1,019
13	India	2,678,000	350	1991	782
14	Malawi	258,000	370	1991	718
15	Nigeria	75,000	180	1991	417
16	Zambia	142,000	420	1990	338
17	Afghanistan	60,000	220	1988	273
18	Cote d'Ivoire	174,000	690	1991	252
19	Guatemala <sup>1</sup>	223,000	930	1991	240
20	Liberia	100,000	450	1987	222
21	Zimbabwe	137,000	650	1991	211
22	Honduras <sup>2</sup>	170,000	580	1991	172
23	Federal Rep. of Yugoslavia <sup>3</sup>	516,000	2,060	1990	169
24	Azerbaijan <sup>4</sup>	246,000	1,670	1991	147
25	Armenia <sup>5</sup>	300,000	2,150	1991	140
26	Mexico <sup>6</sup>	361,000	3,030	1991	119
27	Yemen	40,000	530	1991	115
28	Algeria	219,000	1,980	1991	111
29	Senegal	72,000	720	1991	100
30	Rwanda	25,000	270	1991	93
31	Mauritania	38,000	510	1991	75
32	Croatia <sup>7</sup>	316,000	4,399	1990	72
33	Viet Nam	76,000	230	1990	70
34	Guinea-Bissau	120,000	180	1991	67
35	Cuba/Rico <sup>8</sup>	114,000	1,830	1991	62
36	Switzerland	27,000	1,440	1991	53
37	Djibouti	42,000	520	1978	52
38	Guatemala	258,000	850	1991	49
39	Central African Rep.	18,000	390	1991	46
40	Malawi	13,000	280	1991	41
41	Thailand	64,000	1,570	1991	41
42	Germany <sup>9</sup>	827,000	23,650	1991	35
43	Nicaragua <sup>10</sup>	14,000	460	1991	30
44	Ghana	12,000	400	1991	30
45	Sierra Leone	6,000	210	1991	29
46	Canada	588,000	20,440	1991	28
47	Indonesia	16,000	610	1991	26
48	Iran	95,000	4,110	1990	22
49	United States	473,000	22,240	1991	21
50	Burkina Faso	6,000	290	1991	21

Note: This table does not include Bosnia and Herzegovina which had an estimated 810,000 internally displaced people on 31 December 1992.

Sources for GNP per capita estimates: World Bank, World Development Report 1992; Oxford University Press, 1993; World Bank, World Tables 1992; John Hopkins University Press, 1992; Encyclopaedia Britannica, Britannica Book of the Year, 1993.

1. Refugee population includes government estimate of Central American refugees in refugee-like situations.  
2. GNP estimate refers to Sierra Leone only.  
3. According to the World Bank, the GNP estimate should be regarded as very preliminary.  
4. Refugee population does not include internally displaced Croats or refugees in the UNPA.  
5. GNP estimate refers to the Federal Republic of Germany before unification.

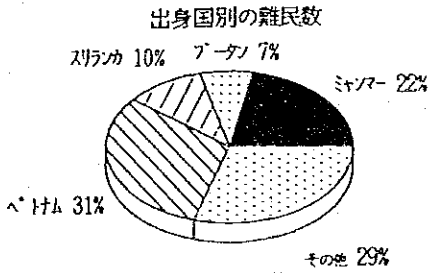
図1 地域別難民数 (1993年1月1日現在)



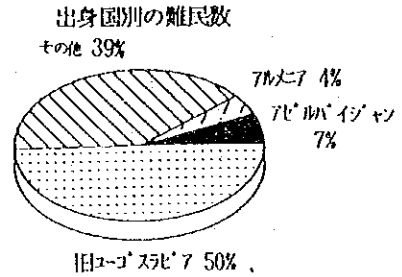
出典：UNHCR駐日事務所「UNHCRと難民—どこで、何を」、1993年12月

図2 地域別出身国別難民数（1993年1月1日現在）

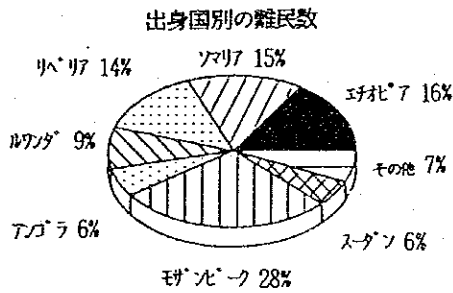
### アジア・太平洋州



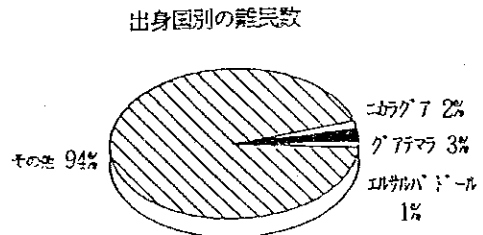
### ヨーロッパ



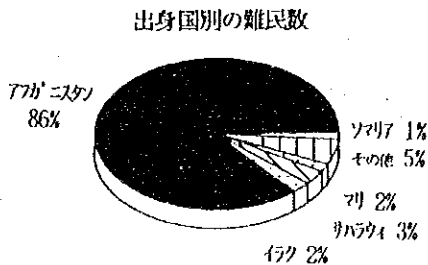
### アフリカ



### 中南米



### 南西アジア・北アフリカ・中東



出典：UNHCR駐日事務所「UNHCRと難民—どこで、何を」、1993年12月



## 2-5-2 人権・民主化

### 1. 概念整理

#### (1) 新たな援助課題としての『人権・民主化』

- 何故、今「人権」と「民主化」が新たな援助課題としてドナー間で議論され始めたのか。
- ア. 1990年に入り、東西冷戦構造の終結を契機として世界各国における複数政党制化、市場経済化への動きが顕著になり、援助はいかにかかる動きを支援するかが、ドナー間の関心事となった。
- イ. 冷戦構造の終結に伴う被援助国の数の増加と援助ニーズの高まりに対して、経済不況のもと、援助絶対量は不足し、その限られた援助量をいかに配分するかが、ドナー側の問題となり、援助配分にあたって、新たなコンディショナリティの設定等のより慎重な検討が必要となった。
- ウ. ドナー側が援助政策・計画立案にあたって、民主化、人権尊重が当該地域の安定と繁栄に不可欠との視点から、被援助国の経済・政治・社会的活動を重要視するようになり、民主化（人権）に対する被援助国の対応を援助のコンディショナリティとするドナーの動きがみられた。

#### (2) 定義

##### ア. 人権 (Human Rights)

国際社会において、人権は、国際人権章典 (International Bill of Human Rights) によって定義されている。

国際人権章典の成立は、国連発足後の1946年、第1回総会が経済社会理事会に対して、新設の人権委員会に上記章典を起草するよう指示したことに遡る。人権委員会はまず『世界人権宣言』を起草し、国連総会で本宣言が採択された後、引き続き『市民のおよび政治的権利に関する国際規約』および『経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約』を採択した。

この1宣言、2規約が国際人権章典を形成している。

##### (ア) 世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights)

18世紀以来、国際法とは国家間の法律関係あるいは国家の権利義務を規律するものであって、個人に対して直接適用されることはないという考え方が確立されていた。19世紀に入り、宗教上人種上の少数者の保護に言及する国際協定がみられるようになり、第1次世界大戦後には、ポーランドその他の国と連合国の間で少数民族保護条約が締結される等、人権保護への第一歩が踏み出された。

1945年、国連憲章採択時のサンフランシスコ会議にて、第2次世界大戦時の経験から、国内で市民の人権が保障されていないような国が他国を侵略し、国際社会の平和と安全を危うくしたという反省があり、人権保護をそれまでのように各国の主権事項としておくのではなく、国際社会の共通の関心事として国際法的規制の下におく必要があると考えられた。

世界人権宣言は人権の国際的保護を打ち出した点から画期的な宣言である。本宣言における基本的権利・自由の種類については、当時の自由主義国家が重視した自由権と、社会主義国家が重視した社会権とを総合した『人権のカタログ』となっており、国連の基本的

目標としての人権の国際的伸長と保護の意味するところを明確に打ち出したものである。

世界人権宣言は30条から成り、以下の基本的権利と自由を保護するものである。

生存、自由、身体の安全

奴隷の禁止

非人道的な待遇または刑罰の禁止

法の下における平等

逮捕、拘禁または追放の制限

裁判所の公正な審理

無罪の推定、罪刑法定主義

私生活、名誉、信用の保護

移転と居住の自由

迫害からの避難

国籍の保有

婚姻と家庭

財産の所有

思想、良心、宗教の自由

意見、発表の自由

集会、結社の自由

参政権

労働の権利

生活の保障

教育の権利

文化生活参加の権利

(イ) 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights) (社会権)

労働の権利、生活水準の権利等を規定。

(ウ) 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) (自由権)

生存・自由・身体安全の権利、非人道的な待遇・刑罰の禁止、良心・宗教の自由等を規定。

上記の2規約は、両種(社会権と自由権)の人権の性質の相違およびそれに伴う条約実施方法の相違を考慮して、規約をふたつに分けて設定した。この相違とは、自由権は即時実現も可能であるが、社会権の実現には財政的裏づけを伴う経済社会政策の実施が必要であり、したがって特に途上国の場合は、漸進的実施を図るしかないという予想によるものであった。

#### イ. 人権概念の整理

援助課題としての人権の視点から、人権の概念を整理する。

援助の観点から途上国の人権を考察するにあたっては、当該国において緊急に確保しなければならない人権のレベルを考慮すべきであろう。途上国は、実にさまざまな経済・社

会レベルにある。LLDCにおいては、国民が生存することさえ保障できない国もある。また、国民の一定の生活レベルは保障されているMICもある。まず国民が生命を脅かさず人間らしく生きることを最低限保障されるという意味からの保健医療・安全な水・教育といった最低限必要な権利（BHNの権利）と、参政権、被選挙権のように人間が主体的に生きていくために必要な高次の権利（西欧型人権）とを分けて語るべきであろう。

かかる権利は、各々段階的に保障されていくものであり、LLDCにおいては、政府はまずBHNの権利の達成に傾注するところから始まるのである。国民が飢餓、内戦で死亡していく中では、国民の生存を確保し、BHNの権利を保障することが施政者に最も求められることである。

BHNの権利の達成は各国の共通課題であり、目標とする達成基準も各国共通の指標に設定することが可能である。しかしながら、高次の権利の伸長度については、各国の有するさまざまな文化、宗教、歴史的背景、価値観等の事情を十分勘案することが重要である。

#### ウ. 民主化 (Democracy)

本稿における民主化は、国民の政治、経済、社会活動への参加を促す体制の創出という意味であり、換言すれば『人民の人民による人民のための政治』を可能とする政治体制の構築である。人権と民主化はいわば表裏一体の密接な関係を有しており、人権と民主化のいずれかだけが高度に発達することは理論上あり得ない。我が国および米国、西欧の民主主義国では、概念上高次のものを含む人権が広く保障されていることから明らかなように、民主化の進展した国家においては、国民の人権がそれだけ手厚く擁護される関係にある。

#### エ. 民主化考察にあたっての留意点

民主化の達成についても、人権と同様に各国の事情を勘案しなければならない。世界銀行の『東アジアの奇跡』に指摘されているように、奇跡と賞された韓国、シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ等の発展は、政治安定を確保するための権威主義的な政治体制のうえに成り立っていた。いずれの国もいわゆる西欧型民主主義にはあてはまらない独裁的な政治体制のもとで、画期的な経済成長を示してきたのである。経済の発展は、国民の教育水準、所得水準の向上につながり、これが中間層の創出につながり、徐々に政治的な強権体質に対する疑問を芽生えさせ、韓国、タイにみられた民主化の潮流を生み出してきたのである。

他方、経済社会開発には何よりも国家レベルの持続的安定、平和が必須である。したがって、例えば、マレーシアにおいてはプミプトラ政策にみられるべく、経済社会開発をある程度達成するまでは、人権・民主化を尊重しながらも、野放図の保障ではなく、ある程度政府によるコントロールが必要であるとしている。また中国にあっては、13億人の国民を統治するうえで、政府のコントロールなき民主化の進展は内乱状態を惹起し、国家自身の存亡にも関わることとなるとの視点から、集団指導体制による強権発動もときとして必要であるとしている。

民主化は、国内で長期的なプロセスを経て政治的開発が進展しなければ、達成し得ない。ドナー側が途上国の民主化を推進するために、『民主化への改革』を援助のコンディショ



ナリティとする例があるが、これは、当該国民に不必要な反発を起こさせることにもなり、当該国民自身による持続的な改革にマイナスの要因ともなろう。途上国は、ただちに西欧型民主主義を自国の民主化のモデルとして選択する必要はないのである。自国の社会・文化・歴史的背景を踏まえつつ国民の政治、経済、社会活動への参加を促す体制としての民主化を推進していくことが重要であろう。

米国をはじめとする『人権、民主化』の達成を援助のコンディショナリティとする政策がアジア各国において拒絶されているのは、各国の事情を一切考慮せずに、最も高次な西欧型人権・西欧型民主主義をただちに導入するよう強要しているからである。そもそも民主化や人権の保障は、既述のように当該国の発展段階により自然発生的な経過をたどって定着していく性質を有しているため、人為的なトップダウン方式により強制的に定着させようとしてもうまくいかない可能性が高い。

## 2. 現状と全般的地域別傾向

### (1) 人権における問題

ア. 国連において現在擁護が必要とされている人権は以下の人権である。

- (ア) 難民
- (イ) 外国人(外国人労働者)
- (ウ) 先住民
- (エ) 人種差別

イ. 米国、西欧諸国等が援助実施にあたって重要視しているのは、対象国において主に以下の西欧型人権が擁護されているかという点である。

- (ア) 逮捕、拘禁または追放
- (イ) 思想、良心、宗教の自由
- (ウ) 意見、発表の自由
- (エ) 集会、結社の自由
- (オ) 参政権

### (2) 世界の民主化の特徴および現状

#### ア. アジア

冷戦後の東南アジア=N I E s に近づいた国から順に国内の民主化が問題に

#### 背景

- (ア) 東西冷戦の枠組みの中で推進される反共、国家安全保障、開発等に関する国内政策の正当性が冷戦の終了とともに失われつつある。
- (イ) アメリカの撤退とともに、国内の権力内部の分極化が進む。
- (ウ) 経済至上主義のつけというべき繁栄の中の貧困、自然環境破壊、失業問題の発現とかかる現象に対して意義を唱える中間層が出現する。

#### 特徴

- (ア) 独裁に対する民主化
- (イ) 経済至上主義に対する環境保護・人権擁護・格差是正

## 人権のレベル

西欧型人権（東南アジア、東アジア）とBHNの権利（南西アジア）の混在

### イ. 中南米

軍部・独裁政治からの解放=民主化

#### 背景

- (ア) 東西冷戦下での「安全保障と発展」を大義名分とする軍部や個人独裁が長期政権を担当してきた。
- (イ) 冷戦は、人権や民主主義的理念・諸権利よりも国家の安全保障を優越させ、人権や民主主義的諸権利を抑圧する国家に正統性を与えた時代であった。
- (ウ) 反共の盾として米国による軍部支援が行われ、軍事援助政策の一環として、これらの政権下で人権が抑圧されてきたことが黙認されていた。
- (エ) 国家主導による輸入代替工業化（ISI）による経済発展モデルが破綻し、累積債務、経済危機が一層進展した。

#### 特徴

- (ア) 政治民主主義、市場経済主義、地域経済統合運動の高まり
- (イ) 草の根の社会運動（カトリック系民衆運動、人権擁護運動、住民運動等）に支えられた民主主義の発現

## 人権のレベル

主として西欧型人権

### ウ. アフリカ

東欧に端を発した民主化への動きが波及

#### 背景

- (ア) 国家建設が挫折し植民地時代の部族・民族間の抗争が長期化する。
- (イ) 旧宗主国、国際機関へ政治・軍事・経済での深い依存関係が続く。
- (ウ) 民主化は「良い統治」を強要するようになった西欧諸国および国際機関（IMF、IBRD）との援助交渉の中から生まれてきた。
- (エ) 専制政治を崩壊させても民主化に付随する外国援助の獲得が必要となってきた。

#### 特徴

- (ア) 民主化と民族紛争の同時進行

## 人権のレベル

主としてBHNの権利

### エ. 東欧

共産主義体制の崩壊と連動

#### 背景

- (ア) 複数政党政治体制・市場経済への要求が高まる。
- (イ) 多民族国家における民族自決の原則が主張される。

## 特徴

(ア) 民主化から民族自決・民族浄化へ

## 人権のレベル

西欧型人権

### 3. 各国援助機関の取り組み

#### (1) 国際機関の見解

OECD、『人権と民主主義』と経済社会開発との因果関係ははまだ明確ではないものの、『人権と民主主義』はそれ自体価値ある概念であり、正当な援助目標のひとつであるとの認識を示している。OECDはその認識のもとに、経済社会開発を主要な課題としている先進各国の援助政策の中に、人権・民主主義の伸長を盛り込むことが望ましいとの見解を提示している。

#### (2) 先進諸国の取り組み

米国は冷戦終結後の国際政治舞台におけるプレゼンスを確保するため、1991年にAID Democracy Initiativeにてその対外援助における民主化への支援を明確に打ち出した。米国は、米国の民主主義体制をそのまま押しつけるものではないとしながらも、米国型民主主義的価値観の醸成、民主主義の実践を直接支援する体制の強化をその援助の中心に据えた（選挙体制、司法制度、貿易・労働組合、報道体制等の支援）。

デンマークは、人権を援助の判断基準として取り込み、また援助プログラムにも統合している。1987年、国会にて自国の2国間および多国間援助を実施するにあたり、人権の観点を盛り込むことを議決した。これを受けて、人権の伸長が同国のODAにおける原則および目的に含まれることとなった。実際には、援助政策対話、被援助国との年次協議、新規被援助国の決定にあたっての判断基準、人権配慮特別プロジェクトの実施および人材養成（弁護士等の養成）を通じて実施している。

人権と民主化の達成度を援助実施にあたってのコンディショナリティとする動きもあるが、各国の統一された見解ではない。また、貧困撲滅と人権の擁護を統合したアプローチも現在各国で模索されている。

### 4. 我が国の対処方針

各国ドナーの援助が今後も引き続きBHN分野を中心に投入される限り、2010年には、アフリカ等における生存の権利レベルを脅かされる国は現在よりも少数となっていることが期待される。したがって、焦点は次の段階に移行していると考えられるが、その場合においても、人権・民主化への配慮を、ODA大綱にも盛り込んでいる我が国は、いかなるアプローチを取るべきであろうか。

#### (1) 人権・民主化の伸長への協力

人権の伸長・民主化の推進は、経済社会発展とともに当該国・地域の安定と繁栄に不可欠の要素である。我が国の援助においても、かかる基本原則は、今後とも堅持していくことが望ましい。併せて、その重要性を引き続き国際的に明言していくことも重要である。

援助の実施にあたっては、BHNの権利を保障し得ないLLDCが残っている場合は、

BHNの権利の達成を当面の最優先課題とし、現行と同様に、BHN分野を中心とした援助を積極的に実施する。より高次の人権・民主化の伸長を支援する協力は重要ではあるものの、我が国の援助量の限界を考慮すれば、BHN分野を優先して協力を行うことが妥当である。

BHNの権利のレベルを越えた途上国に対しては、政策対話の中で、当該国の人権・民主化の伸長に対する方向性を明確にすることを求めていく必要がある。併せて、更なる経済社会開発・国家の安定を目指すためには、高次の人権・民主化を達成することが重要である点を強調し、途上国自身の意識を啓発することも肝要である。

具体的な協力としては、より高次な人権、より参加型の民主化の達成に向けての途上国自身の自助努力を支援する目的で、高次の人権・民主化思想の啓蒙・啓発、法制度整備・民主的選挙実施に対する協力、プロジェクト実施にあたっての『参加型』（マイノリティ等も含めた）の一層の推進等を行っていく必要がある。

なかでも、ダム建設時の強制移住のように、住民の人権への配慮、政策決定にあたっての民主的なプロセスへの配慮等を特に留意する必要があるプロジェクトについては、先方政府に、プロジェクトごとに『人権・民主化』への配慮の必要性を十分説明していくことが重要であろう。重要な視点は『人権・民主化』の伸長に対する協力は、ともすれば内政干渉につながりかねないことである。我が国は基本方針として、高次の人権・民主化の達成を堅持しつつも、途上国自身の発展段階および自助努力を尊重し、具体的な協力は慎重に行っていくことが肝要である。

## (2) コンディショナリティとしての導入

前述のとおり、人権・民主化の達成度を援助実施のコンディショナリティとする動きが今後顕著となる可能性がある。かかる動きに対しては、我が国は対象国の政策として人権・民主化の伸長に向けての積極的な方向性が認められれば、その時点での人権・民主化の状況が完全に達成されていなくとも、援助を実施する方針を採択すべきである。換言すれば、高次の人権・民主化は我が国の援助実施において『段階的なコンディショナリティ』として適用することとなる。すなわち、各途上国の経済社会発展に伴い、国民、為政者の意識、生活レベルも向上し、当該国国内で人権・民主化に対する要望も、より高次を目指していくことを前提に、我が国は各途上国の伸長度に合致した、無理のない、『段階的な人権・民主化』を援助のコンディショナリティとして導入していくことは可能と考える。

(担当：鈴木規子)

## 参考文献

- ・鴨武彦編『講座・世紀間の世界政治第3巻 アジアの国際秩序－脱冷戦の影響』日本評論社、1993年11月
- ・鴨武彦編『講座・世紀間の世界政治第4巻 国際地域における秩序変動－比較のダイナミズム』日本評論社、1993年12月
- ・World Bank, World Bank Policy Research Report: The East Asian Miracle, New York: Oxford University Press, 1993
- ・\_\_\_\_\_, World Development Report 1989, New York: Oxford University Press, 1989
- ・\_\_\_\_\_, World Development Report 1990, New York: Oxford University Press, 1990
- ・\_\_\_\_\_, World Development Report 1991, New York: Oxford University Press, 1991
- ・\_\_\_\_\_, World Development Report 1992, New York: Oxford University Press, 1992
- ・United Nations Development Programme, Human Development Report, New York: Oxford University Press, 1993

## 第四章 人権

### ○世界人権宣言

(一九四八年十二月一〇日)  
国際連合総会採択

#### 前文

人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の承認及び促進が、人権の良心を痛みにした暴行をまもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専横と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることが許されるためには、法の支配によって人権を保護することが許されるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、か

第五十條 条約 (世界人権宣言)

#### △(目次四一四〇)◎

つ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上による促進することを達成したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的人権の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために必要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間に、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を推進及び義務によりて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とを奨励すべき共通の誓約として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第一條

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに国際の精神をもつて行動しなければならない。

#### 第二條

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享受することができる。

二〇二

2. さらに、何人の属する国又は地域が独立国であるか、信託統治地域であるか、非自治地域であるか、又は他のなんらかの主権階級の下にあるかを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三條

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四條

何人も、奴隷となすべし、又は是役に服することなく、奴隷制及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五條

何人も、拷問又は残忍な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第六條

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七條

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この目的に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八條

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害

する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九條

何人も、ほしきままに差押、拘禁、又は追放されることはない。

第十條

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑罰責任が承認されるに當つて、独立の公正な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて安全に平等の権利を有する。

第十一條

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なくしての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2. 何人も、実行の際に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二條

何人も、自己の私事、家、家、尊厳若しくは信譽に対して、ほしきままに干渉され、又は名誉及び信譽に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三條

1. すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

△(日法四一四〇)◎

2. すべて人は、自國その他いずれの國をも立ち去り、及び自國に戻つて来る権利を有する。

第十四條

1. すべて人は、迫害を免れるため、他國に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2. この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の自由及び原則に反する行為を原因とする排迫の場合には、適用することはできない。

第十五條

1. すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2. 何人も、ほしきままにその国籍を奪われ、又はその国籍を喪失する権利を否認されることはない。

第十六條

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限も受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に關し平等の権利を有する。

2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び國の保護を受ける権利を有する。

第十七條

1. すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を産する権利

△(日法三九五四)◎

を有する。

2. 何人も、ほしきままに自己の財産を奪われることはない。

第十八條

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。

この権利は、宗教又は信念を承認する自由並びに孤独又は他の者と共同し、公的に又は私的に、布教、行非、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九條

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもち自由並びにあらゆる手段によつて、また、國境を越えたと意にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝ふる自由を含む。

第二十條

1. すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2. 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一條

1. すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を遣ひ、自國の政治に参与する権利を有する。

2. すべて人は、自國においてひとしく公務につく権利を有する。

3. 人民の意思は、統治の權力の基礎とならなければならぬ。この意思は、定期のかつ其正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければなら

す、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手續によつて行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家の努力及び國際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な發展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を實現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞條件を確保し、及び失業に対する保障を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳によさざらしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

すべて人は、その創作した科学的、文藝的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八條

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に實現され、社会的及び國際的救済に対する権利を有する。

第二十九條

すべて人は、その人格の自由かつ完全な發展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負ふ。

すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに當つては、他人の権利及び自由の正当な保護及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすこともつばは目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、國際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いづれかの國、民族又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の發展を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釋してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いづれかの國、民族又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の發展を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釋してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いづれかの國、民族又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の發展を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釋してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いづれかの國、民族又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の發展を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釋してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いづれかの國、民族又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の發展を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釋してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いづれかの國、民族又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の發展を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釋してはならない。

第三十條

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活手段を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合に、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての兒童は、誕生してあると否を問はず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な發展並びに人格及び基本的自由の尊重の諸化を目的としなければならない。教育は、すべての國又は人種的若しくは宗教的集團の相互間の理解、愛護及び友好關係を促進し、かつ、平和の維持のため、國際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する機会的権利を有する。

第二十七條

1 すべて人は、自由に社會の文化生涯に参加し、芸術を練習し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

〔日法三二五四〕◎

〔日法三九五四〕◎





### 3 供給側の展開

3-1 ドナーの動向

3-1-1 ドナーの動向

3-2 我が国の援助動向

3-2-1 我が国の援助動向



### 3-1 ドナーの動向

#### 3-1-1 ドナーの動向

##### 1. 世界のODAの現状

1989年から1991年にかけての東西冷戦の終焉に至る急激な国際環境の変化に伴い、開発援助を東西冷戦の中で西側の安全保障を確保するための手段として用いる必要がなくなり、新たな局面を迎えることになった。東欧、中央アジア5カ国、コーカサス3国、旧ユーゴスラヴィア、パレスチナ、モンゴル、インドシナをはじめとして、新たな援助対象国が増加してきており、また、「持続可能な開発」を目指して、環境、人口、貧困、教育、難民、エイズ、麻薬等の新たな地球規模の課題にも取り組むことが必要になってきている。1990年に採択された「第4次国連開発の10年のための国際開発戦略」でも、経済の加速的成長、人口政策と人的資源の開発、貧困の緩和と飢えの除去、環境への配慮の4つを取り組むべき課題として掲げている。また、1989年にDACで採択された「1990年代の開発協力」についてのステートメントでは、これらの課題に加えて、市場経済化や民主的な政治制度への移行を含む参加型開発が強調されており、こうした多様化、高度化する開発援助を行っていくためには、援助量の拡充を図っていくことが必要になっている。

1992年における世界のすべての資金源から途上国へのODA総額<sup>21</sup>は583億ドルであり、うち2国間支出が70.8%、国際機関による支出が29.2%を占めている(図1)。資金源の内訳としては、DAC諸国が614億ドル<sup>22</sup>で大半を占めており、その他に中・東欧諸国、アラブ諸国、その他のLDC諸国となっている。1991年実績では、ODA総額574億ドルのうち、中・東欧諸国が11億ドル、アラブ諸国が26.7億ドル、その他のLDC諸国は4.5億ドルであり、DAC諸国以外の占める割合は小さく、また、東西冷戦の終結や石油価格の低迷に伴い、中・東欧諸国およびアラブ諸国の援助は減少傾向にあり、また、最近重要性を増してきている南南協力も量的には目立って増加はしていない(表1)。DAC諸国の中では、日本の伸びが著しく、1991年以降は米国を抜いて世界第1位となっている(図2)。

1993年7月に開かれたODC会議<sup>23</sup>では、ODAが各国で減少傾向にあるが、これは単に景気後退による短期的な理由ではなく、ODAに対する国民の理解が得られなくなってきていること、また、ODAが増えている国でも、増やすために国民を説得するのに多大の努力を払っていることが確認され、また、これまでのODAに対する反省材料として以下の6点が挙げられた。

- (1) 冷戦時代の対峙封じ込めのための戦略的援助から脱却して、新たな援助政策を考えていくことが必要である。
- (2) 構造調整のコンディショナリティは途上国に対してのみ求められてきたが、今後は開発契約(Development Contract)といった考え方のもとで、パートナーとしての供与国にも、中長期的援助予算の確保といったコンディショナリティが必要である。
- (3) 今までの援助は、自国の外交、prestige等を考えて行われていたため、無駄が多く、こうしたことから、パイの援助の効果に対する国民の評価が低下し、援助量が落ち込んできた。今後は2国間援助の協調が必要であり、例えば米国民の世論調査でも、米国独自の援助政策は必要ないといった意見が多数を占めている。
- (4) 途上国に対する支援が、途上国内の貧富の差を拡大する結果になっており、援助側

においても貧困層への配慮が必要である。

(5) サブ・サハラアフリカ地域に対しては、戦後、莫大な資金および人材が投じられてきたが、開発が進んでいない。この地域に対しては、キャパシティビルディングに焦点をあてていくべきである。

(6) 環境も含めたSustainable Development のための協力が必要である。

また、援助体制については以下の3点が反省材料として挙げられた。

(1) これまで途上国に対してアングロサクソンのイデオロギーの押しつけがあった。今後は、文化、政治の多様性を軸において考えていくべきである。

(2) 世界的に軍事力に依存しない体質を培うべきであり、例えば、今後は軍事費が一定のGNP比を越える国に対してはマイナスの特恵関税等のペナルティを課すことも考えるべきである。

(3) 南北問題を解決するためには、世界の統治といった観点から、例えば国連は平和活動、IMF・世界銀行は経済支援といった棲み分けによる一体化したシステムを考える必要がある。

## 2. ODAの将来予測（援助量）と変動要因

### (1) DAC諸国の援助量の増加見込み

現在の世界情勢から判断して、中・東欧諸国およびアラブ諸国のODAは今後とも増加は見込めず、また、南南協力については、アジアNIEs、およびASEAN諸国等、援助供与国へ転換していく国が増え、現在以上に援助量は増加するが、全体のODAに占める割合はそれ程大きくはなく、依然としてODAについてはDACが大きな役割を果たしていくものと考えられる。

1982年からの10年間のDAC諸国のODAの援助量を基に、回帰分析により2010年の援助量を単純に予測すると、1992年に総額614億ドルであったのが、2010年には1,247億ドルとなる(図3)。同様に、日本、米国他主要援助国についても予測すると(図4)、2010年には、日本のODAが総額269億ドルとなるのに対し、米国は135億ドルに留まり、日本が大きく米国を上回ることとなる。

### (2) 主要な変動要因

上記予測は単純予測であり、実際には以下に掲げるさまざまな要因により左右されることになるが、その変動要因を分析し、2010年のODA量を予測することは実際にはかなり困難であると思われる。

## ア. 途上国の政治経済状況

1993年12月にDACリストが改訂され、開発途上国の分類が変更になった。新リストは、従来の途上国が含まれる「パートI」と、東欧・旧ソ連の主だった諸国および「パートI」からの卒業国とが含まれる「パートII」との2つの部分から成り立っている。「パートI」は、さらに、国連認定基準によるLDCの他、1人当たりGNPにより5つのカテゴリーに分類されている。こうしたLDCや、下のクラスに分類されている途上国の政治経済状況は依然として不安定であり、また、開発途上国の発展段階はますます多様化してきているため、今後とも発展段階・国状に応じた援助のニーズは高まっていくものと考えられる。

#### イ. 新たな援助課題への対応

環境、人口、貧困、教育、難民、エイズ、麻薬等のグローバル・イシューに加えて、冷戦終了後の世界情勢を踏まえ、民主主義、人権、平和等の共通の目標に向けて、技術協力の果たすべき役割が高まっており、これらの課題が今後の援助の中心的課題となっていくことが予想される。

#### ウ. 新たな援助対象国

東欧、旧ソ連をはじめとして、近年援助対象国が増加してきているが、こうした傾向はここしばらくは続くものと考えられ、特に移行経済国の経済状況は極めて悪化していることから、これらの地域に対する援助のニーズは高まっていくものと考えられる。他方、従来行われていた他の地域に対する援助配分を減少させるわけにはいかないため、全体として、ODAの絶対額は増加するものと考えられる。

#### エ. 先進国の状況

主要援助国の実質GDP成長率の推移をみると、1989年以降ほとんどの国において成長率が低下してきており、これらの国が今後ともODA予算を伸ばしていけるかどうかは、昨今の米国等の援助政策の変更等をみていると、予断を許さない状況といえる。

また、米国においては、開発援助に多額の国家予算を投入しながら、米国の途上国との貿易関係に十分反映されていない、米国の貿易上の利益を考慮した経済基盤整備等の案件にも援助資金を投入すべきであり、また、援助が米国の輸出促進をもたらすよう、なるべくタイトの形で実施すべきであるとの議論がある。こうした動きは、米国の膨大な財政赤字と援助予算の伸び悩み、さらには大きく変化する国際情勢を背景として、新たな援助政策のあり方を模索する動きであるといえるが、世界的な景気後退が長引けば、このように自国の産業育成や輸出促進のためにODAを活用していくことが増える可能性はある。また、こうした考え方は、我が国でも提唱されている三位一体型協力（援助と貿易と投資の連携）にもみることができる。

#### オ. 国際機関等の動向

東西冷戦構造の崩壊後、地域紛争の解決や援助における国連の果たす役割は大きくなってきているが、加盟国の経済状況も反映して、拠出金（分担金）が十分とはいえず、また、加盟各国の政治的思惑にも左右されて必ずしも十分な機能は果たしていない状況にあるといえる。例えば、パレスチナ支援、ロシア支援等の議論においても、支援そのものには加盟各国とも積極的なものも、分担金は出し渋るといった傾向にある。

一方、DACの場においても、途上国の果たす中心的役割や自助努力への支援がことさら強調されており、少ない投資による大きな効果、すなわち、援助の経済効率性を重視する方向性が打ち出されている。これも加盟各国の援助疲れ、経済状況の反映といえる。

#### カ. ODAの定義の変更

DACの場において、ODAの定義そのものの変更が議論されている。従来の定義に加えて、以下の分野についてもODAに含めることが検討されており、これらがODAに含

まれることになれば、当然のことながら、各国のODAは大きく増加するものと考えられる。

- 民主化、軍縮、麻薬撲滅
- 地球環境問題
- 国連PKO
- 難民援助

### 3. 主要援助国の2010年に対する取り組み

#### (1) 米 国

##### 今後の援助政策の見通し

米国の対外援助は1961年に施行されたForeign Assistance Act (FAA)に規定されるが、その主要な目的は、共産主義の脅威に対抗することと、貧困国の開発と発展を支援することであった。しかし、冷戦の終焉により援助の戦略的意義が喪失し、援助の必要性についての国民の理解が得にくくなったことや、対ロシア支援および環境、人口等の地球規模問題への財源を確保するため、途上国援助予算の削減が結果として不可避となっていることから、米国の対外援助は困難な局面を迎えている。1992年にロックフェラー財団により実施された世論調査<sup>14</sup>でも、以下のように、戦後初めてODAに対する反対派が5割を超える結果となったが、これは、ODAが途上国の一般大衆に行き届いているかどうか疑義を有している人が増えたことが理由のひとつとして考えられる。

	1986	1992
ODAに賛成	51%	43%
反対	41%	50%
わからない	8%	7%
ODAが一般大衆に届いているか		
十分届いている		9%
ある程度届いている		39%
ほとんど届いていない		50%
わからない		2%

FAAが施行された1961年は冷戦の最中にあり、冷戦が終結した現在、世界情勢は全く違ったものとなっている。FAAはこのような世界情勢を反映しておらず、度重なる修整により援助の目標も多岐にわたり、明確さと一貫性を欠くものになってきている。このため、援助政策の再構築の必要性が認識され、クリントン政権によりこの検討が開始されたところ、現行の援助体制について以下の問題点が指摘された。

- 限られた資金に対し、目的が多すぎる。
- イヤーマークが多すぎて、結果が出にくい。
- 議会のコントロールが強すぎて、大統領が援助を外交手段として効果的に使うことを妨げている。
- USAIDが官僚化しすぎて、非効率になっているのではないかと。

このような状況下、USAIDは新長官のもと、シンプルな組織、結果重視、一貫性と独立性の原則を掲げて、1993年11月に機構改革を実施した。この一環として、3年で21の海外事務所を閉鎖する予定であり、カテゴリーとしては、事業の量からみて閉鎖すべきもの（チリ、アルゼンティン）、事務所の必要のないもの（パキスタン、ザイル等）、その他（ブルキナファソ等）に分かれるが、閉鎖と援助の終了とはリンクしていない。最終的には、50の事務所閉鎖を目標としており、アジア地域は旧ソ支援等もあり、基本的には閉鎖の方向にある。

また、1994年1月にUSAIDにより発表された「持続可能な開発のための戦略」では、開発途上国の問題を含む国際的問題は米国の国内問題と深くつながっており、援助は自国の利益のために行うというのを援助の基本理念とし、ア. 環境、イ. 人口と保健・衛生、ウ. 広範な経済成長、エ. 民主化の4つを重点分野としているが、その中でも、クリントン政権は民主化に重きを置いている。特に、政府機関に対する支援と、非政府機関に対する支援を組み合わせ、どのようにして途上国の民主化プロセスを促進するかが重要課題となっている。また、重点国としては、次の3つのカテゴリーを考えている。

ア. 総合的国別戦略に基づいて、総合的・包括的な協力を実施する諸国

イ. 政治的混乱や自然災害に見舞われて、危機に瀕した諸国

ウ. USAID自身の活動は少ないが、NGOを通じて協力を行えば効果的であろうと思われる諸国

こうした中で、FAAに代わる新援助法の施行が予定され、1994年2月、新法案「1994年の平和、繁栄と民主主義法」案が議会上程され、現在、下院外交委員会による公聴会で累次にわたり審議されているが、クリントン政権が取り組むべき諸課題の中でのプライオリティは必ずしも高いとはいえず、審議期間も限られていることから、同法案が議会通过するか否かは微妙な状況にある。新法案の特徴は以下に要約される。

ア. 1961年のFAAは廃止され、また、1985年の国際安全保障開発協力は一部を除き廃止され、経済協力と軍事協力をめぐる諸規定は新法案に統合される。

イ. 援助を目的別に設定されたプログラムにより区分し、予算もプログラム毎に配分される。贈与、借款、技術援助等の援助形態は限定されていない。援助プログラムの区分は以下のとおりである。

- 持続可能な開発
- 民主主義の育成
- 平和促進
- 人道的援助
- 貿易・投資による成長の促進
- 外交推進

ウ. 38項目に及ぶ議会への報告・通告の規定がある。さらに、国別および分野別の予算配分の報告書の提出義務が規定されている。

エ. 安全保障に関する協力も含め、國務長官がこの法律の実施の全体的な方向を監督する。実施機関はUSAIDおよび大統領が定める機関となる。

オ. 大統領の支出権限が弾力的になっている。例えば、一項目の予算の10%以内を他の項目に移して用いることが認められている。



カ、援助不適格国が整理され、パキスタン以外は特定国を規定せず、「共産主義国」、「人権侵害国」というカテゴリーで規定している。

2010年における米国の援助体制について予想するのは現時点では困難であり、上述の新援助法の制定いかに左右されることとなるが、かつての「援助を通じて自由と民主主義を世界に浸透させる」という援助理念は冷戦終結後もはや影をひそめており、米国のリーダーシップの下に世界平和を達成するというパックス・アメリカーナ体制は、米国内からの支持が得られないばかりか、現実的にもそれだけの余力を有してはいない。米国の経済が最近持ち直しているとはいえ、依然として膨大な財政赤字と貿易赤字を抱え、援助予算が伸び悩んでいる中では、DACにおける米国の占める援助の割合や発言力も以前程大きくはなくなっていくものと予想される。

#### 良い統治に関する取組み

クリントン新政権の外交の3本柱のひとつとして、民主化および市場経済導入の推進が掲げられており、1994年1月にUSAIDにより発表された「持続可能な開発のための戦略」においても、民主化が重点分野となっている。これを受けて、民主主義の定着のために重要なことは、被援助国自身のイニシアティブを支援し、被援助国の民主的制度を強化することであるとして、基本的には以下の4つの分野に集中することとしている。

- ア. 選挙制度、政党政治、情報公開等の民主制度の確立
- イ. 人権の尊重
- ウ. 立法、司法、行政機能の改善による正当な政府の推進
- エ. 民主的価値観の浸透

## (2) 英国

#### 今後の援助政策の見通し

英国の海外援助の最大の目的は、途上国の生活水準を改善し、貧困を緩和するため継続した経済的、社会的開発と、良い統治を促進することである。そのために、ODAの優先目標として以下の7つを掲げている。

- ア. 経済の自由化促進
- イ. 生産能力向上支援
- ウ. 良い統治の支援
- エ. 貧困緩和
- オ. 人材育成、教育、保健（家族計画を含む）の促進
- カ. WID
- キ. 環境

援助対象国をみると、かつて広範な地域に植民地ないし自治領を有した歴史的背景から、現在でも英連邦諸国に対する援助を重視しており、1991/1992年度では2年間援助においてアフリカが45.2%、そのうちサブ・サハラアフリカ諸国が42.9%を占め、次いでアジアが42.5%を占めている。最貧困国重視の政策や上述の優勢目標からみても今後しばらくの間はこの傾向が続いて行くものと予想される。

過去10年間のODAの低い伸び率や英国の現在の財政状況、また、植民地重視政策から

みて、2010年における英国のODAの量やDACにおける役割については、あまり多くを期待できないものと考えられる。

#### 良い統治に関する取り組み

上述のように、援助政策の基本として良い統治の考え方を打ち出しており、良い政府を、ア. 参加、多元主義的、信頼性および政治的集会と表現の自由を含む民主化、イ. 効果的、効率的で信頼に足る政府、ウ. 人権尊重と法の支配、という3つの要素により捉えている。具体的援助の実施にあたっては、ア. 途上国指導者に良い政府は利益にかなうことを説得するとともに、イ. 援助国間の政策協調を推進し、さらにウ. 良い政府が達成されていない国に対する援助は慎重に考慮し、極端な場合には停止するが、国ごとに個別の状況を踏まえて扱い、画一的判断は行わない、また停止の場合も人道援助は継続する等を明らかにしている。

### (3) フランス

#### 今後の援助政策の見通し

フランスのODAは従来から技術援助に重点が置かれ、中でもフランス語・文化の普及のための教育援助に力が入れられていたが、近年この傾向に変化がみられ、代わりに相手国の構造調整努力支援、財政支援を目的としたノン・プロジェクト型援助が急速に増加している。また、ODAの伝統的優先政策（農業、教育、保健、文化）に、環境、機構・制度開発、貧困対策、債務問題が新たに加えられている。

援助対象国をみると、フランスはかつて旧宗主国であるという過去と、その大多数が未だ最貧国であるという現実から、アフリカ諸国、特にサブ・サハラアフリカの旧植民地を最重点国としており、このような対アフリカ重視政策に変更はない。また、旧社会主義国に対する支援に各国の関心が高まる中、フランスは対アフリカ援助が減額することがあってはならないとする立場を明確にしている。

フランスの1992年のODA実績はDAC諸国中第3位であり、なかでも対GNP比率は0.63%とDAC平均(0.33%)を大きく上回っていること、1992年6月のUNCEDにおいてミッテラン大統領が2000年までに0.7%目標を達成することを明らかにしていること、2国間ODAの5割以上が旧植民地対策に使われていることから判断して、他のDAC諸国が一般的にODA増に伸び悩む中で、フランスは今後ある程度順調にODAを増やして行くものと考えられる。ただし、1993年9月の在アフリカ諸国フランス大使会議におけるフランス協力大臣の演説では、厳しい政治・経済状況の中で、アフリカ諸国に要求される厳格さ、フランス本国自体の経済危機故の自己に対する厳格さ、すなわち援助の結果が確実なものであることが要求されており、援助の拡充のためには、以前にも増して援助の効率性が強く求められていることがうかがえる。

#### 良い統治に関する取り組み

1989年の第15回フランス・アフリカ首脳会議におけるミッテラン大統領の演説を契機に、政治制度改革への協力、すなわち民主化と複数政党主義への支持が新たな援助の指針として浮上した。また、1993年3月の総選挙での社会党大敗の後、誕生した保守連合政権もこ

の基本ラインは引き継いでいるといえる。ただし、1993年9月の在アフリカ諸国フランス大使会議におけるフランス協力大臣の演説では、近年の民主化の波の中で、多くのアフリカ諸国において暴動が発生し、逆に政治体制が脆弱、不安定化していることに鑑み、「安定性」が強調されており、今後は安定性を増大させる方向への政治的移行に重点を置いていく傾向がうかがえる。

#### (4) ドイツ

##### 今後の援助政策の見通しと良い統治に関する取り組み

1991年10月、経済協力相が発表した「新たな援助基準」は、1990年代の開発政策は、貧困撲滅、教育等を通じ、途上国の国民個人レベルに焦点をあてたものであるべきとの認識を示し、このような政策は、市場原理に基づく経済システムを有するだけでなく、いくつかの政治的な条件が満たされた場合成功するものであるとしている。これを実現するために、ア、人権の尊重、イ、政策決定過程への住民参加、ウ、法の支配、エ、市場指向型経済の創出、オ、貧困克服の5つを援助基準として掲げている。さらに、過度の防衛費削減のため、被援助国の軍事支出を、その対GNP比、対政府支出および教育、社会インフラ等の支出との比較、および輸入に占める武器の割合等の基準に基づいて監理することを公表している。

貧困緩和、環境保護、教育、人造りが、UNCEDにおける「アジェンダ21」とも相俟って今後のドイツの開発政策の方向性を示すものとみられるが、しかし、予算面からみると、連邦予算の制約から、今後、ODAの絶対量、対GNP比とも減少することが予想されており、さらに、旧東ドイツ、東欧支援で手一杯であり、途上国援助どころではないという風潮もあるため、今後のODAの増加は当面期待できないものと思われる。

(担当：黒澤 啓)

注1 ODA総額は、93年6月のDACプレス・リリースに基づいており、援助国、国際機関が途上国向けに支出した額に基づく。

注2 世界のすべての資金源から途上国へのODA総額が、DAC諸国のODA総額を下回っている理由としては、前者が国際機関から実際に途上国が受けとった資金量を基に報告されているのに対し、後者は、援助国、援助国、援助機関側からの国際機関への拠出、出資した資金量を基にした報告データであることによるものである。

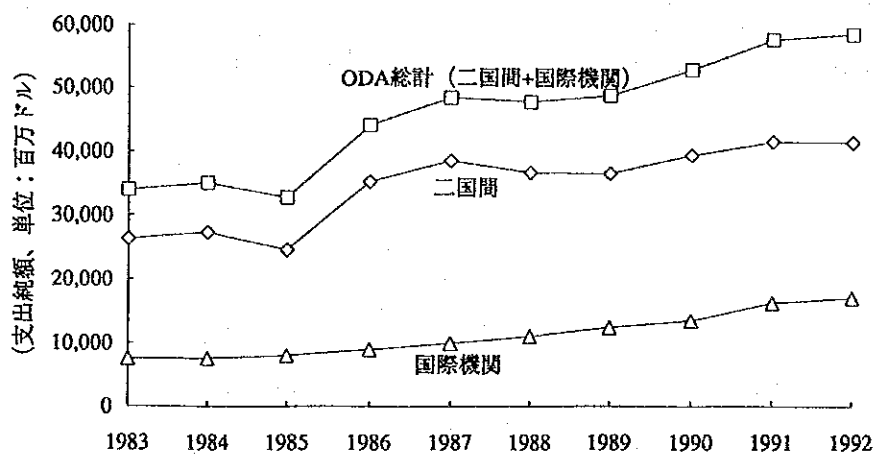
注3 米国のシンクタンクであるODC (Overseas Development Council) が主催した会議で、先進諸国の有識者や援助関係者が参加し、ODAの役割と今後の展望について協議された。

注4 Belden & Russonello Poll for the Rockefeller Foundation

## 参考文献

- 外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助』1993年
- 国際協力事業団国際協力総合研修所『ODAの役割と今後の展望』1993年
- 国際協力事業団国際協力総合研修所『先進国援助機関技術協力調査報告書』1994年
- 国際協力事業団企画部『米国対外援助法改正案に関する基礎研究』1994年

図1 ODAの推移



(出典) 「我が国の政府開発援助」、外務省、1993年

表1 非DAC諸国のODA実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

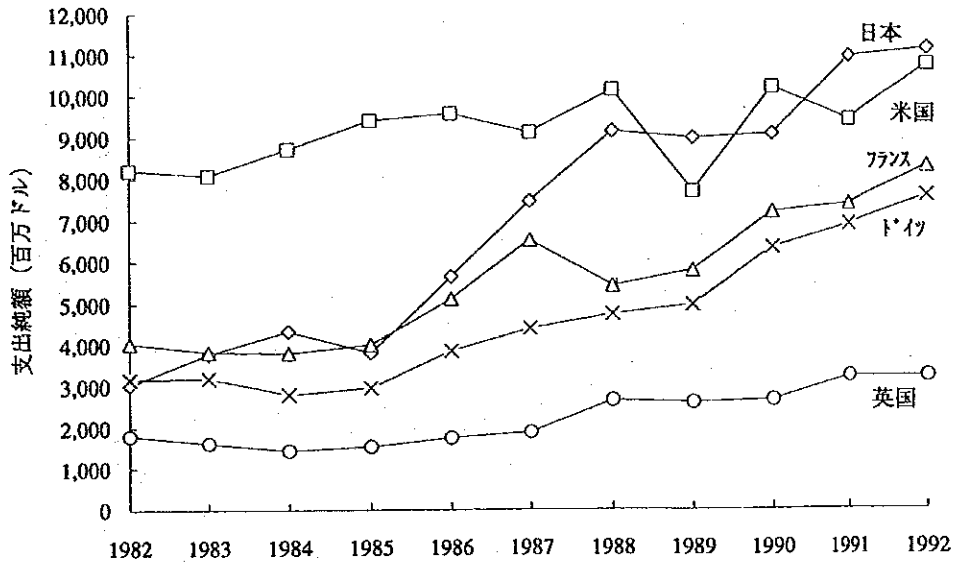
	1980	1985	1989	1990	1991	1992
中・東欧諸国 うちCIS(旧ソ連)(注1)	2,827 2,313	3,610 3,065	3,386 2,960	2,178 2,000	(1,100) (1,100)	(n.a.) (n.a.)
アラブ諸国 うちサウディ・アラビア クウェイト アラブ首長国連邦	9,539 5,682 1,140 1,118	3,609 2,630 771 122	1,590 1,170 170 2	5,955 3,652 1,295 888	2,665 1,704 387 558	1,010 796 141 35
その他のLDC諸国 うち 中国 インド 韓国 ヴェネズエラ	708 334 126 25 135	440 167 144 44 32	491 169 109 51 52	428 141 110 77 41	451 120 81 71 10	(n.a.) (n.a.) (n.a.) 110 (n.a.)
合計	13,074	7,659	5,467	8,561	4,216	(n.a.)
<b>GNP比 (%)</b>						
アラブ諸国 うちサウディ・アラビア クウェイト アラブ首長国連邦	3.26 4.87 3.52 4.06	1.28 2.91 2.96 0.45	0.54 1.36 0.55 0.01	(n.a.) 3.71 (n.a.) 2.63	(n.a.) 1.44 (n.a.) 1.66	(n.a.) (n.a.) (n.a.) (n.a.)
その他のLDC諸国 中国 インド 韓国 ヴェネズエラ	0.12 0.08 0.04 0.23	0.06 0.07 0.05 0.05	0.04 0.04 0.03 0.12	0.04 (n.a.) 0.03 0.09	0.03 (n.a.) 0.02 0.02	(n.a.) (n.a.) 0.04 (n.a.)

出典：93年DACプレス・リリース

注：(1) カッコは推定値。

(2) 1992年物価・為替レートによる値。

図2 主要援助国のODAの推移



(出典) 「我が国の政府開発援助」、外務省、1993年

図3 ODAの予測値 (DAC全体)

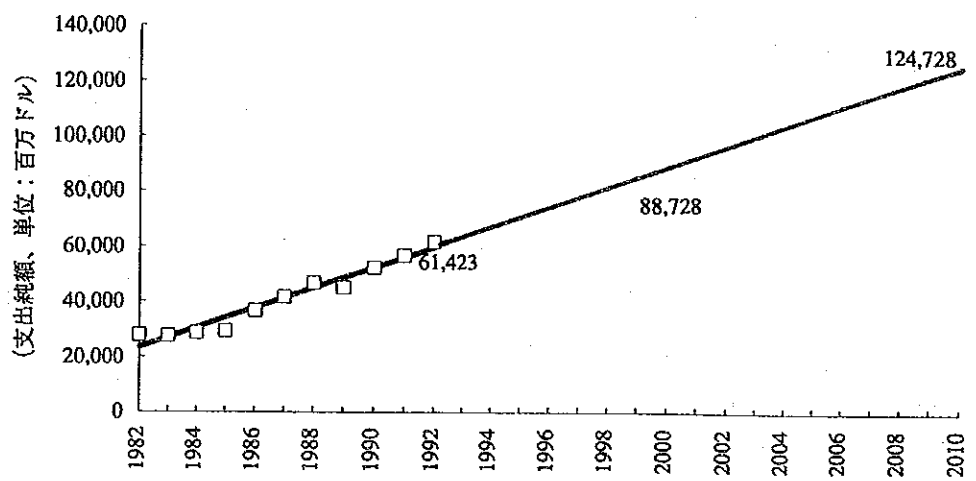
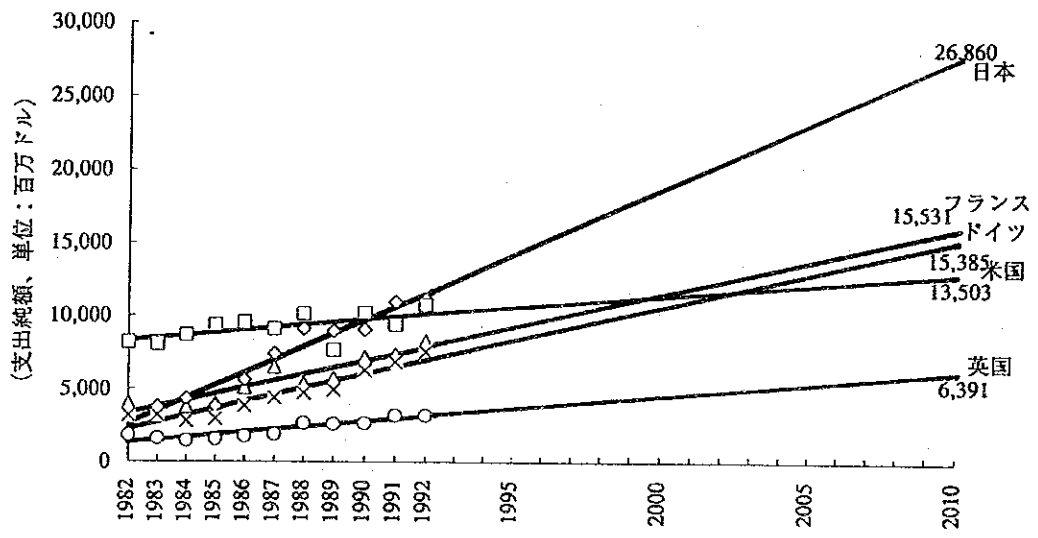


図4 ODAの予測 (主要援助国)



### 3-2 我が国の援助動向

#### 3-2-1 我が国の援助動向

##### 1. これまでの援助の推移と最近の傾向

###### (1) 援助の位置づけの変遷(表-2)

- 1950年代-1960年代前半(戦後復興-我が国援助の揺籃期)
  - \*戦後賠償-輸出振興
- 1960年代後半-1970年代前半(資金協力の拡大と援助の多様化)
  - \*対アジア外交手段-資源確保
- 1970年代後半-現在(5次にわたる中期目標の下での援助の拡充と新たな展開)
  - \*総合安全保障確保(対米配慮的戦略援助)-国際貢献

###### (2) 援助量

###### ●経済協力総額

- \*資金フロー総額は1980年以降順調に拡大しており、1990年には民間資金の大幅減少から落ち込んだが、1991年には回復して250億ドル強に達した(図-10)。
- \*対GNP比では、DAC加盟国平均が1985年以降(1%台-0.5%前後へ)大幅に落ち込んでいるのに対し、我が国は1980年代以降おおむね0.7-0.8%台と堅調に推移している(図-9)。
- \*また、DAC加盟国の資金フロー全体における我が国の構成比は、1965年の4.4%から1990年には27.3%と約6倍に拡大している(図-6)。

###### ●政府開発援助(ODA)

- \*ODA総額は1985年以降順調に拡大し、1992年には110億ドル強に達した(図-11)。
- \*対GNP比では、1970年代以降0.7%達成が国際的目標に掲げられてきたが、DAC加盟国平均で0.35%前後、我が国の場合0.3%前後とともに低調に推移してきている(図-9)。
- \*一方、DAC加盟国のODA全体における我が国の構成比は、1965年の6.8%から1991年には11.6%と2倍近くに拡大している(図-5)。
- \*援助形態別にみても、2国間ODAでは技術協力の伸び率が資金協力の伸び率より大きく、1985年の5億ドルから1992年の21億ドルとこの間4倍以上の伸びを示している(図-11)。ただし、ODA全体に対する技術協力比は、1991年においても12.5%とDAC加盟国平均(21.8%)の6割程度に留まっている。
- \*2国間ODAの分野別配分は、近年経済インフラが減少し、生産セクター・BHNが増加傾向にあるのに対し、プログラム援助等は横ばいで推移している(図-13)。
- \*2国間ODAの地域別配分で見ると、1970年代以降アジア地域のシェアが漸減し1991年には51%にまで落ち込んだが、1992年には65%にまで回復した。これには政府貸し付けが伸びたこと、ヴェトナムへの円借款の再開等が影響している。欧州地域の場合は、1990年以降東欧向けの援助が開始され、シェアが拡大しつつある(図-14)。



- \* 2 国間 O D A の所得階層別配分では、1980 年代以降 L L D C 向けの割合が増大してきていたが、1989 年以降は横ばいまたはそれ以下で推移している（図-15）。
- \* なお、一般会計予算における O D A 予算と他の予算の伸び率の推移を比較してみると、1980 年度予算を 100 とした場合、1993 年度予算では一般会計総額が約 170 であるのに対し、O D A 予算は約 290 と高い伸び率を確保しながら推移してきている。特に、1990 年代に入ると一般会計予算全体の伸びが横ばいになっているにもかかわらず、O D A 予算の伸び率は依然として高い水準を維持している（図-12）。

### （3）援助（O D A）の質

#### ● グラント・エレメント

- \* 1983 年以降 D A C 加盟国平均のグラント・エレメントが 90% 前後で推移してきているのに対し、我が国の場合は 70 数% 前後と幾分低い水準で推移してきており、1989 年以降は減少傾向にある（図-8）。

#### ● 贈与比率

- \* 贈与比率については、1983 年以降 D A C 加盟国平均が 70%～80% 以上を維持しているのに対し、我が国の場合は 30 数%～60% であり、全体としては（特に 1989 年以降）減少傾向にある（図-8）。

### （4）援助の実施体制

#### ● 関係省庁

- \* 政府開発援助を実施している省庁は現在 18 省庁であり、1993 年度の事業予算ベースのシェアで比較すると、大蔵省が約 60%、外務省が約 30%、通産省が約 2.7%、文部省が約 2.5%、経済企画庁が約 2.1%、農水省が約 1.2%、以下厚生省、労働省と続いている。
- \* なお、過去 3 カ年の傾向でみると、大蔵省・外務省の割合が約 90%、他省庁が約 10% とほとんど変わらないが、技術協力予算に限ってみると、ここ数年で外務省（J I C A）のシェアが約 62%（1986 年）から約 53%（1993 年）へと徐々に低下している。

#### ● 援助実施機関

- \* 我が国の経済協力、技術協力、国際交流等にかかる事業を実施している団体・機関は、代表的なものだけでも約 120 存在しているが、拡大・多様化する援助ニーズを反映してか減少する傾向はみられない。

#### ● 援助要員

- \* 第 5 次 O D A 中期目標に示されているとおり、我が国の援助要員は 1991 年で 1,625 人であり、1 人当たり援助額で比較すると、米国の約 3.4 倍、ドイツの約 2.3 倍となっている。
- \* 近年政府等の各種答申でも援助要員の拡充は重要な課題とされてきているが、他方で行政改革の推進も重視されており、要員の拡充はあまり進んでいない。

## 2. 今後の援助の動向を左右する要因

### (1) 世界の状況

#### ●途上国の政治経済状況

\* 移行経済地域および途上地域の政治経済状況は依然として不安定であり、東アジアを中心に一部被援助卒業国がでてきているのも事実であるが、今後とも発展段階・国状等に応じた援助のニーズは減ることはないと思われる（詳細は「1 世界経済の動向」参照）。

\* 民主化、人権、良い統治といった政治的な側面についても、国際社会の平和と安定にとって重要な要素であることから、その改善にかかるニーズ（援助国側のニーズを含む）は増え続けるものと思われる。

#### ●グローバル・イシュー

\* 環境、人口、貧困、教育、難民、エイズ、麻薬といったグローバル・イシューは、1国だけでは解決できない困難な問題であり、援助国・被援助国が一丸となって取り組むべき課題であるだけに、今後の援助の中心的課題になっていくことが予想される（詳細は「2 需要側の課題・ニーズ」参照）。

#### ●新たな援助対象国

\* 近年新たな援助対象国（再開を含む）になってきた東欧、中央アジア5カ国、コーカサス3国、旧ユーゴスラヴィア、パレスチナ、モンゴル、インドシナのみでなく、援助対象国は今後とも増える傾向にあり（ロシアも援助対象となる可能性が高い）、特に移行経済国の経済状況は極めて悪化していることから（図-3）、これらの地域に対する援助資源の配分のニーズは大きく拡大していくものと思われる。

#### ●新たな援助供与国

\* 韓国、台湾、香港、シンガポール、および他のASEAN各国をはじめ、被援助国から援助供与国に転換していく国も徐々に増えていくことが想定され、これらの国々との連携や援助ノウハウの移転といった課題も重要な要素になっていくものと思われる。

#### ●先進国の状況

\* 先進国の政治経済状況の変化、特に経済状況の悪化に起因する援助余力の低下は、相対的に我が国の資金への期待（依存）が高まることにつながり、政権交代等の政治状況の変化と併せ、我が国の援助政策に与える影響は大きい（詳細は「3-1 ドナーの動向」参照）。

### (2) 日本の状況

#### ●対外関係

\* 平和と自由の維持のためのコストを負担することなく、経済的繁栄を享受し続けることに対する国際的（特に米国からの）反発が強まることが予想される。

\* 自然環境に国境がないことから、地球環境の悪化の進展に伴い、日本および日本人自身の自然・生活環境にも影響が出てくることが予想される。

\* 日本人の考え方・行動が国際社会において理解され、尊敬されないことによる不

利益が多くなることもあり得る。

- \* 中国・朝鮮半島等の不安定要因により、アジア・太平洋地域の安定が維持できないことによる日本の不利益が拡大することも考えられる。
- \* GATTにただ乗りして依然として非関税障壁や見えない障壁を温存しているとして、これまで以上に日本に対する各国（特に米国）の攻撃が先鋭化することも十分予想される。
- \* 一方的な貿易制限措置や2国間主義、リージョナリズムといった国際貿易と国際競争のルールが確立して、世界全体の経済的な活力が低下し、また、管理貿易が助長され保護主義がはびこり、主要国の経済対立がますます激化することにより影響を受けることも当然予想される。
- \* アジア・太平洋地域に「歴史」の記憶に由来する日本に対する不信と警戒が依然として存在するといった状況も十分予想される。
- \* 冷戦体制によって押さえ込まれてきた民族、宗教、領土等、地域固有の問題や安全保障の問題等の多発も、日本に無関係ではいられないと思われる。
- \* 世界の援助環境の変化への対応が遅れることによる批判や、外交目的を明確にしないことによる各国からの疑念が高まることもあり得る。
- \* 日本型の経済発展を目指そうとする諸国の指導層のほとんどが欧米への留学経験者であるため、日本の経験、日本型の利点等が円滑に伝達できないことも援助を進めるうえでの阻害要因として残ることが予想される。

#### ●国内事情

- \* 不法就労外国人の数が増大し、不法滞在なるがゆえの不当で過酷な労働条件、生活条件に起因して、彼らの中にわだかまる日本に対する悪感情が、母国の人々にも悪い形で伝えられることにより、日本と彼らの出身国との国家関係をぎくしゃくしたものにしようになることも大いに考えられる。
- \* 週休2日制を実施せず、有給休暇も完全取得させないで、そのことを武器にして他企業（外国企業を含む）と競争することが許されない、または他の諸国と同様の労働条件を満たすことが、市場競争の基礎条件（ルール）であるといった状況が到来することもあり得ないことではない。
- \* 人口構成の急速な高齢化により、若年労働力のみでなく、労働力全体が減少する一方、高齢者の働く自由、社会活動に参加する自由が確保されないことによる日本の産業・社会環境が悪化することも十分予想される。
- \* 景気の動向や為替変動等にも左右されるが、日本企業が生き残るために海外進出を行ったり、多国籍企業化を図ったりすることは今後とも増えると思われるが、このことに起因するさまざまな摩擦が増加することも十分予想される。

### (3) 支出可能額

#### ●経済成長率とODA予算

- \* 第5次ODA中期目標では1993年-1997年のGNPの対前年比伸び率を5%/年と想定して目標額等を設定している。1993年のGNPの伸び率は0%前後と見込まれているが、1994年以降景気が順調に回復するかどうかは不明である。

- \* これまでは好景気・円高にも支えられて中期目標は早期達成あるいは当初予定どおり達成してきたが、今後とも景気等に左右されずODA予算を確実に伸ばし、目標を達成していけるかどうかは疑問なしとしない。
- \* しかしながら、中期目標はドルベースで設定されているところ、為替レートの変動が最も大きな要因として目標達成の可否を左右することとなろう。

#### (4) 実施体制

##### ● 援助要員

- \* 援助に携わる機関・団体等は拡大しており、開発専門家等の人材養成の面でも大学、専門機関、民間コンサルタント等において積極的な対応がなされており、援助要員の確保については徐々に改善されるものと思われる。

##### ● 地方公共団体、民間団体、民間援助団体（NGO）等

- \* 地方公共団体においては国際親善・交流から国際協力へと積極的に援助に取り組むケースが増えてきており、援助の地方展開は徐々に拡大していくものと思われる。
- \* 援助に取り組む民間団体やNGO等も増加してきており、今後とも援助の裾野は少しずつ広がっていくものと思われる（NGOについてはその定義が難しいが、「国際協力に携わる市民組織」として開発・人権・環境といった分野で活動している団体は200以上あるといわれている）。

#### (5) 国内世論

##### ● 国民の援理解・参加意識

- \* 近年のマスコミ等の援助に対する論調は建設的なものも出てくる等多少変わってきており、有識者の間でもより突っ込んだ議論が戦わされる等、従来よりは援理解が深まってきているが、一般国民の間での援助に対する認識はまだ高いとはいえない。
- \* 経済状況が悪化するとODAに対する国民の目が厳しくなる事実が示すように、景気の動向にも影響されるが、一般国民が援助に理解を示すか否か、さらに何らかの形で援助に参加するか否かは、予算の拡大を含め今後の我が国の援助の動向に大きな影響を与える要素である。
- \* ボランティア活動に参加する人々が増え、これが一種の市民権を得てきたことは

国民の援助への理解と参加の促進につながる明るい要素ではある。

(6) 各種答申・提言、ODA大綱等

●行政監察、行革審提言等

- \* 強制力はないものの、今後の援助の内容と実施体制を改善していくうえで重要な役割を果たすと思われる。
- \* ODA大綱は、国内のみでなく対外的にも我が国援助の基本的考え方・方針等を包括的に示したものであり、修正されることはあり得るが今後の我が国の援助の動向を方向づける重要な要素には違いない。

3. 想定される2010年の日本の状況と援助動向

(1) 日本の状況・立場の観点からの責任と役割

●日本の状況と置かれた立場

- \* 必要な制度改革を実行できれば2000年代に3.5%成長が可能となり、世界の平均GDP伸び率(2.8%)を上回り(日本経済研究センター予測)、日本が名実共に世界一の経済大国となることは十分予想できる。
- \* 地域紛争が絶えず、移行経済諸国等の発展が遅々として進まない中で、日本のみが比較的安定した発展を続けるひとり勝ちの状況に至ることも考えられる。
- \* また、自由貿易体制が崩れ、食糧や原油をはじめとする基礎的物資の供給が不安定になったり、世界経済の悪化の影響をまともに受けて経済状況が停滞することもあり得る。
- \* 人口構成の高齢化が進み、労働力が減少し、産業環境が悪化することは充分想像できる。
- \* 地球環境の悪化の影響を受けて、自然・社会環境が悪化することも容易に想像できる。
- \* いずれにしても、不安定な世界経済の中で日本が優位を続けることは間違いのないところであろう。

●求められる日本の責任と役割

- \* 経済面だけでなく、政治・技術・文化の面でも積極的に協力を推進することを求められることは間違いない。
- \* 世界のトップドナーとして、先進援助各国・被援助卒業国との連携において、また2国間のみでなくグローバルな課題への取り組みにおいてもリーダー役を求められることも想像に難くない。
- \* 国際機関等の活動においても、資金面のみでなく幅広い人的・技術的な貢献を求められるであろう。
- \* 地域紛争の処理、戦後復興、国連主導の集団安全保障の強化への人的側面を含む積極的な貢献も求められるであろう。
- \* 自ら率先して国内市場を解放し、内外無差別の原則を徹底するとともに、自由貿易体制を強化して多国間の貿易ルールを確立するような経済政策をとることも不可欠の要素となろう。

\*外国人（労働者、留学生、難民他）の受け入れについても、門戸を大きく解放するとともに受け入れ体制の整備、具体的な支援を行うことが求められるであろう。

## (2) 援助の量と質、対象地域、内容、実施体制等

### ●規模（金額）および質

\*予算は経済状況が良好でも急激に伸びることは考えにくい。逆に、中期目標を内外に示して努力している以上、経済状況が悪化しても伸び率が大きく低下することは考えにくい。したがって、為替レートの変動状況にもよるが、現在とほぼ同程度の伸び率（数%前後）で拡大していくであろう。

\*また、ODAの対GNP比は経済状況の良否に反比例する形で推移すると思われるが、これまでの傾向から判断すれば0.35%程度止まりであろう。

\*贈与比率は、中期目標に基づき努力していけば現在の40%前後から50-60%程度まで回復すると思われる。これに伴い、JICAの果たす役割はますます重要になってこよう。

### ●対象地域

\*新たな援助対象国には旧ソ連の他に北朝鮮、キューバ等も加わり、先進国および被援助卒業国を除く世界の全域に広がっていることが予想される。

\*他方、移行経済地域への支援のピークは過ぎているであろう。

\*重点地域としては、依然アジア・太平洋地域が中心なるもその相対的シェアは多少減少し、アフリカ地域特にLLDC等のシェアが拡大していく可能性が高い。

### ●内容

\*援助の内容としては経済・社会インフラ等のハードから、技術協力や知的支援等ソフト面に中心が移っているであろうが、対象地域（国）の状況に応じたハード・ソフトの組み合わせによるバランスのよい援助が重視されるであろう。

\*対象分野としては、先進国・途上国双方が一丸となってマクロな視点から取り組むべき環境、WID、人口、貧困等のグローバル・イシューのシェアが大きく拡大しているであろう。

\*また、個々のプロジェクト・ベースの協力はより包括的な開発プログラムの一環として実施され、さらにはハードとソフト、大規模と小規模等の組み合わせによる一貫した事業（パッケージ）への援助が主体になってくるであろう。

### ●実施体制

\*援助基本法が制定され、「国際開発協力庁」や「国際開発協力事業団」のもとで援助が一元的・統一的に実施されるようになってきている可能性は高い。

\*他方、国会の関与、各省庁間の縄張り争いの激化等により、かえって援助の実施が硬直化していることも十分考えられる。

\*他のドナー（先進国、国際機関、新たな援助供与国等）との連携による援助は大幅に拡大しているであろう。

\*国際社会で通用する援助人材は着実に育成され、増大し多様化する援助ニーズに相当程度対応できるようになっているであろう。

\*地方公共団体、民間援助団体等は、JICA等との連携のもとに、あるいは支援

を得て援助実施能力を高め、国全体の援助のキャパシティの向上に貢献できるようになっていると思われる。

●その他

- \*援助は国内で十分市民権を得て、国内事業と同様の扱いを受けるようになっていくことが期待される。
- \*一方、経済状況をはじめとする国内事情が悪化し、内政重視の観点から援助が現在よりもその地位を低下させていることも考えられる。

(3) 良好なシナリオを実現するために必要な要素

●基本的考え方

- \*我が国は世界の平和と安定なくしては繁栄が望めない国であることを再認識し、受け身でなく積極的な非軍事的手段による世界平和への貢献を行うことを明確にする必要がある。
- \*できるだけ多くの地域・国を相互依存の枠組みの中に取り込むとともに、地球的レベルでの公正が確保されるような世界を目指して、国際協力を強化することが重要である。

●国際的役割の拡大

- \*諸外国からの我が国に向けられる期待と注文が増大する一方、国内では我が国の国際貢献のあり方や経済政策に対する批判が出てくる状況に対し、内外の認識ギャップを埋める努力が必要である。
- \*対外援助への国民的合意の取りつけ、国際社会での人的活動能力を高めること（要員の増強、人材の育成、海外広報、企業・国民の参加の促進等）が重要である。
- \*グローバル・イシューの解決に向けての積極的な対応（イニシアティブの発揮）も重要な要素である。

●国際社会に対する取組

- \*世界の政治・経済の安定のためには、単にODAのみでなく、市場の提供、直接投資、資金・技術の提供等の幅広い分野での先進国・途上国双方の協力が必要である。
- \*また、ODAをはじめとする経済協力もよりグローバルな視点に立った新たな展開が必要である。
- \*限られた国内資源に鑑み、被援助卒業国である新たな援助供与国との連携が重要であり、かつこれまでに比較的経験の乏しい地域・分野についての国際機関・他のドナーとの連携協力を拡大することも重要である。
- \*我が国の研究環境の国際化を図り、基礎研究分野での国際共同研究等を推進し、そのイニシアティブを発揮するとともに、科学技術の成果の自由な交流のルールを維持・発展させることが重要である。
- \*日本型経済社会システムの基本的な強さを損うことなく、国際的に受容される開放的システムへ転換することも重要である。
- \*かかる日本の経済政策の推進のもと、援助政策においても幅広い総合的な視点か

らのアプローチが重要であり、JICAとしてもこれらを踏まえた適時・適切かつ柔軟な対応ができるよう、組織・制度、実施基盤を整えていく必要がある。

(担当：松田教男)

#### 参考文献

- Organization for Economic Cooperation and Development / Development Assistance Committee, PROPOSED NOTE TO ACCOMPANY PUBLIC PRESENTATION OF THE "NEW" DAC LIST, DEC, 1993
- 通商産業省編『平成5年版 経済協力の現状と問題点』通商産業調査会、1993年9月1日
- 経済企画庁『第3回経済協力政策研究会資料』経済企画庁、1993年1月21日
- 外務省経済協力局編『我が国の政府開発援助』国際協力推進協会、1993年10月
- 外務省『我が国の政府開発援助の実施状況（92年度）に関する年次報告』外務省、1993年6月11日
- 経済審議会2010年委員会『2010年への選択シリーズ2 -地球化時代の世界と日本-』経済企画庁、1991年10月
- 室田泰弘『2010年の経済構造／日本経済研究センター予測に関する新聞記事』日本経済新聞朝刊、1994年2月23日
- 小沢一郎『日本改造計画』講談社、1993年9月3日



(参考資料)

(年表)

表-1 世界の経済協力の変遷

1943年11月	UNRRA 設立調印 (~1948年9月)
1944年7月	ブレトンウッズ協定 (IMF・IBRDに関する協定) 採択
1947年3月	トルーマン大統領対ギリシャ・トルコ援助提案 (トルーマン・ドクトリン)
6月	マーシャル米国务長官、欧州復興計画を発表 (マーシャル・プラン)
1948年6月	米1949会計年度のガリオア・エアロを可決
1949年1月	トルーマン大統領「平和と自由のための4つの計画 (ポイント・フォア)」発表
1949年1月	ソ連・東欧5カ国経済相互援助会議 (COMECON) 設置決定
4月	北大西洋条約機構 (NATO) 成立
11月	国連拡大技術援助計画 (EPTA) 発足
1950年1月	英連邦外相会議にて東南アジア諸国等への援助の実施等に関するコミュニケーションを発表 (翌年7月コロンボ・プラン発足)
1956年7月	国際金融公社 (IFC) 発足
1959年12月	英ロイド銀行頭取オリバー・フランクス「南北問題」を提起 米州開発銀行 (IDB) 設立
1960年3月	開発援助グループ (DAC) 発足 (翌年9月OECD発足と同時にDACに改称)
9月	
1961年12月	国際開発協会 (第2世銀: IDA) 設立
1964年2月	国連「国連開発の10年」決議
3月	プレビッシュ報告「開発のための新しい貿易政策を求めて」発表 第1回国連貿易開発会議 (UNCTAD)
1966年11月	プレビッシュ報告を受け、「成長と援助」勧告採択、対国民所得比1%援助を決議。終了後、発展途上国「77か国グループ (G-77)」結成
1968年2月	アジア開発銀行 (ADB) 設立 第2回UNCTAD
1967年10月	一般特惠制度 (GSP) 発足 G-77閣僚会議「アルジェ憲章」採択
1970年10月	
1971年1月	「開発におけるパートナーシップ」(ピアソン報告) IMF・世銀総会に提出 国連、「第2次国連開発の10年のための国際開発戦略」を採択 ODAの対GNP比0.7%に、グラント・エレメント引上げ、タイド・
1972年4月	“ローン撤廃努力、一般特惠関税 (GSP) の早期実現等 第3回UNCTAD
1973年10月	ODAを1970年代中頃までにGNPの0.7%引上げ努力等合意
1974年4月	第1次石油危機 第6回国連特別総会 (いわゆる国連資源総会)
1975年12月	「新国際経済秩序 (NIED) 樹立に関する宣言及び行動計画」採択
1979年9月	国際経済協力会議 (CIEC) (~1977年6月) 第2次石油危機 世銀、年次総会にて「構造調整貸付 (SAL)」導入を発表
1982年8月	
1985年9月	メキシコ政府、債権銀行団に対してモラトリアム (債務支払停止) 宣言
1989年11月	ブラザ合意 ベルリンの壁崩壊 第1回APEC閣僚会議
1990年5月	
8月	欧州復興開発銀行 (EBRD) 設立決定
1991年12月	イラク軍クウェイトに侵攻
1992年2月	ソ連邦消滅、独立国家共同体 (CIS) 発足
6月	第8回UNCTAD 国連環境開発会議 (UNCED)

表-2 我が国の経済協力の変遷

(戦後復興～我が国援助播覧期)

- 1950年12月 日本輸出銀行設立 (1952年4月日本輸出入銀行に改称)
- 1951年10月 民間ベースの海外直接投資開始
- 1952年8月 世銀・IMFに加盟
- 1953年10月 最初の世銀借款 (中国・関西・九州電力計4,020万ドル) ~1966年
- 1954年10月 コロンボ・プランへの加盟 (翌年から技術協力開始)
- 11月 日本・ビルマ間の平和条約及び賠償・経済協力協定に調印
- 1958年2月 初の円借款給与の交換公文をインドと締結
- 5月 第1回経済協力の現状の問題点」発表
- 1960年12月 国際開発協会 (IDA) に加盟
- 1961年3月 海外経済協力基金 (OECF) 設立
- 10月 OECD開発援助委員会 (ODC) に加入
- 1962年6月 海外技術協力事業団 (OTCA) 設立
- 1963年2月 GATT11条国へ移行
- 1964年4月 IMF 8 条国へ移行
- 4月 OECDに加盟

(資金協力の拡大と援助の多様化)

- 1965年 貿易黒字基調定着
- 6月 日韓国交正常化
- 1966年6月 第1回東南アジア開発閣僚会議開催 (於東京)
- 7月 開発金融借款 (ツー・ステップ・ローン) 開始 (対韓国)
- 1968年7月 商品借款開始 (対インドネシア)
- 1971年6月 貿易収支黒字基調の中、総合的対外経済政策 (第1次対策) 決定
- 8月 アンタイド借款開始 (ビルマ)
- 1973年10月 第1次石油危機
- 1974年8月 海外技術協力事業団、海外移住事業団、海外貿易開発協会の業務の一部を引継ぎ国際協力事業団 (JICA) 設立
- 1977年5月 国際経済協力会議 (CIEC) 閣僚会議にてODA 5 年倍增計画発表 (翌年見直し→第1次中期目標)

(4次にわたる中期目標の下で援助拡充と新たな展開)

- 1977年7月 ボン・サミットにて第1次中期目標発表
- 1月 資金援助の一般アンタイド化方針が日米共同コミュニケに盛り込まれる
- 1979年 第2次石油危機
- 1981年1月 第2次中期目標
- 1985年9月 プラザ合意によりドル高是正
- 1985年9月 第3次中期目標
- 1986年7月 世銀との協調融資第1号案件借款契約 (マラウイ第3次構造調整計画)
- 1987年1月 田村通産大臣「新アジア工業化総合協力プラン (New AID Plan)」提唱
- 5月 緊急経済対策  
第3次目標の2年繰上げ、3年間で300億ドルの資金還流等
- 1988年4月 第4次中期目標
- 1989年7月 アルシュサミット  
資金還流措置の拡充 (5年間で650億ドル以上)、環境ODAを3年間で3,000億円以上とする等の計画を発表
- 1990年10月 1989年ODA実績総額アメリカを抜き世界一 (89.65億ドル。)
- 1990年4月 海部総理いわゆる「ODA 4 原則」を発表
- 8月 中尾通産大臣「グリーン・エイド・プラン」提唱
- 1992年6月 UNCEDにて宮沢総理、環境ODAを5年間で9,000億～1兆円を目標に拡充・強化を図る旨表明
- 1992年6月 「政府開発援助大綱」閣議決定

表— 3 DAC List of Aid Recipients: Draft Agreed Outcome

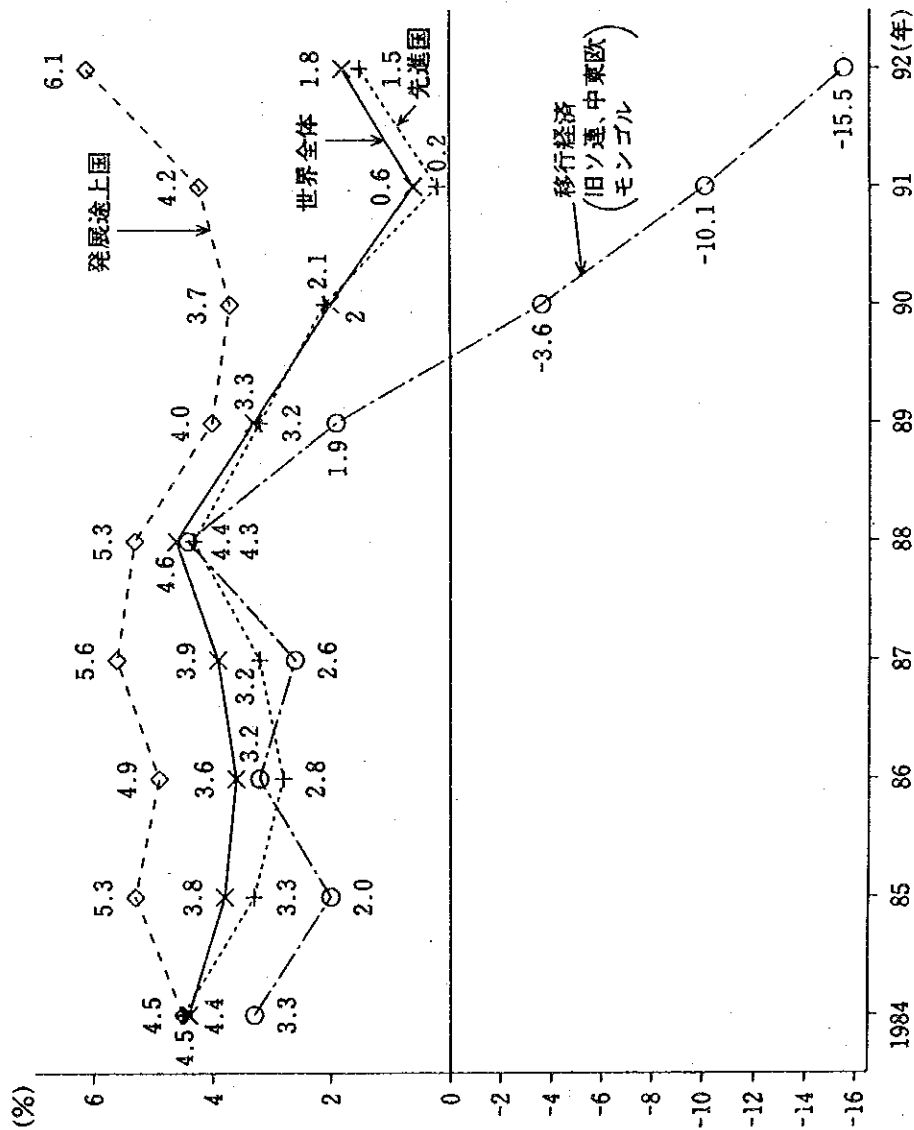
Part I: Aid to Developing Countries and Territories (Official Development Assistance)					Part II: Aid to More Advanced Countries and Territories		
LLDCs	Other LICs (per capita GNP < \$675 in 1992)	LMICs (per capita GNP \$676-\$2695 in 1992)		UMICs (per capita GNP \$2696- 8355 in 1992)	HICs (per capita GNP > \$8355 in 1992) <sup>1</sup>	CEECs/NIS	Others
Mozambique Tanzania Ethiopia Sierra Leone Uganda Nepal Bhutan Burundi Chad Malawi Guinea Bissau Bangladesh Madagascar Rwanda Laos Zambia Mali Burkina Faso Niger Equatorial Guinea Sao Tome and Principe Togo Gambia Central African Republic Benin Maldives Guinea Comoros Mauritania Lesotho Kiribati Solomon Islands Cape Verde Western Samoa Vanuatu Botswana <sup>2</sup> Afghanistan Cambodia Djibouti Haiti Liberia Myanmar Somalia Sudan Tuvalu Yemen Zaire	India Nigeria Kenya Guyana China Pakistan Nicaragua Ghana *Tajikistan Sri Lanka Honduras Zimbabwe Egypt Indonesia ----- Eritrea +Timor Viet Nam	Bolivia Côte d'Ivoire Philippines Senegal *Armenia +Kyrgyzstan Cameroon *Georgia *Uzbekistan *Azerbaijan Papua New Guinea Peru Guatemala Morocco Congo Dominican Republic Ecuador Swaziland Jordan El Salvador *Moldova *Turkmenistan Colombia Jamaica Tonga Paraguay Namibia *Kazakhstan Tunisia Thailand Algeria Turkey St Vincent & the Grenadines Costa Rica Fiji Iran Belize Grenada Panama Dominica Chile Black communities of South Africa ----- +Anguilla Angola Albania Cuba	Iraq Korea, Democratic Republic of Lebanon +Macao Marshall Islands Mongolia Micronesia, Federated States of Niue +St Helena Syria Tokelau +Turks and Caicos Islands +Wallis and Futuna States of ex- Yugoslavia	Mauritius Brazil Malaysia St Lucia Venezuela Uruguay Mexico Suriname Trinidad and Tobago Gabon St Kitts and Nevis ----- Cook Islands +Mayotte Nauru  Threshold for World Bank Loan Eligibility <sup>1</sup> (\$4715 in 1992)	Taiwan Cyprus Israel +Hong Kong ----- +Bermuda +Cayman Islands +Falkland Islands +French Polynesia +Gibraltar +New Caledonia	*Lithuania *Ukraine *Latvia *Slovak Republic *Poland *Czech Republic *Russia *Estonia *Belarus *Hungary *Romania *Bulgaria	Bahamas, The <sup>2</sup> Brunei <sup>2</sup> Kuwait <sup>2</sup> Qatar <sup>2</sup> Singapore <sup>2</sup> United Arab Emirates <sup>2</sup>

\* CEECs/NIS +Territory

- All countries and territories above this threshold in 1992, 1993 and 1994 to progress to more advanced status in 1996 unless exempted after case-by-case review.
- Part II as from 1996: until 1996, aid to these countries is accounted as ODA, in line with the decision of 1992. More advanced Countries and Territories in this category are retained on the List even where aid receipts are minimal, to ensure comprehensive reporting of financial flows.
- To be reclassified to UMIC in 1996.

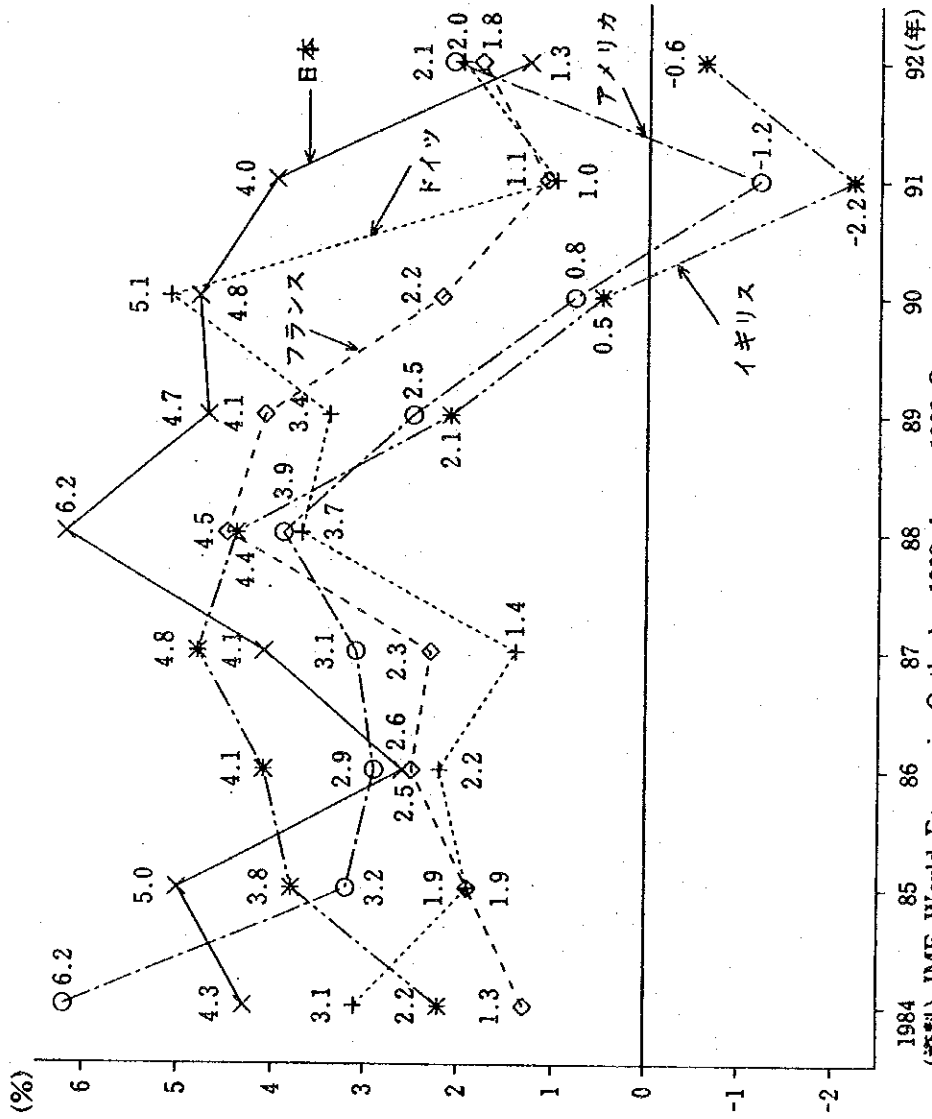
Countries are listed in ascending order of GNP. Countries whose GNP is not accurately known are grouped below a dotted line in the category in which they are estimated to fall, in alphabetical order.

図一1 世界経済（実質GDP成長率）の推移



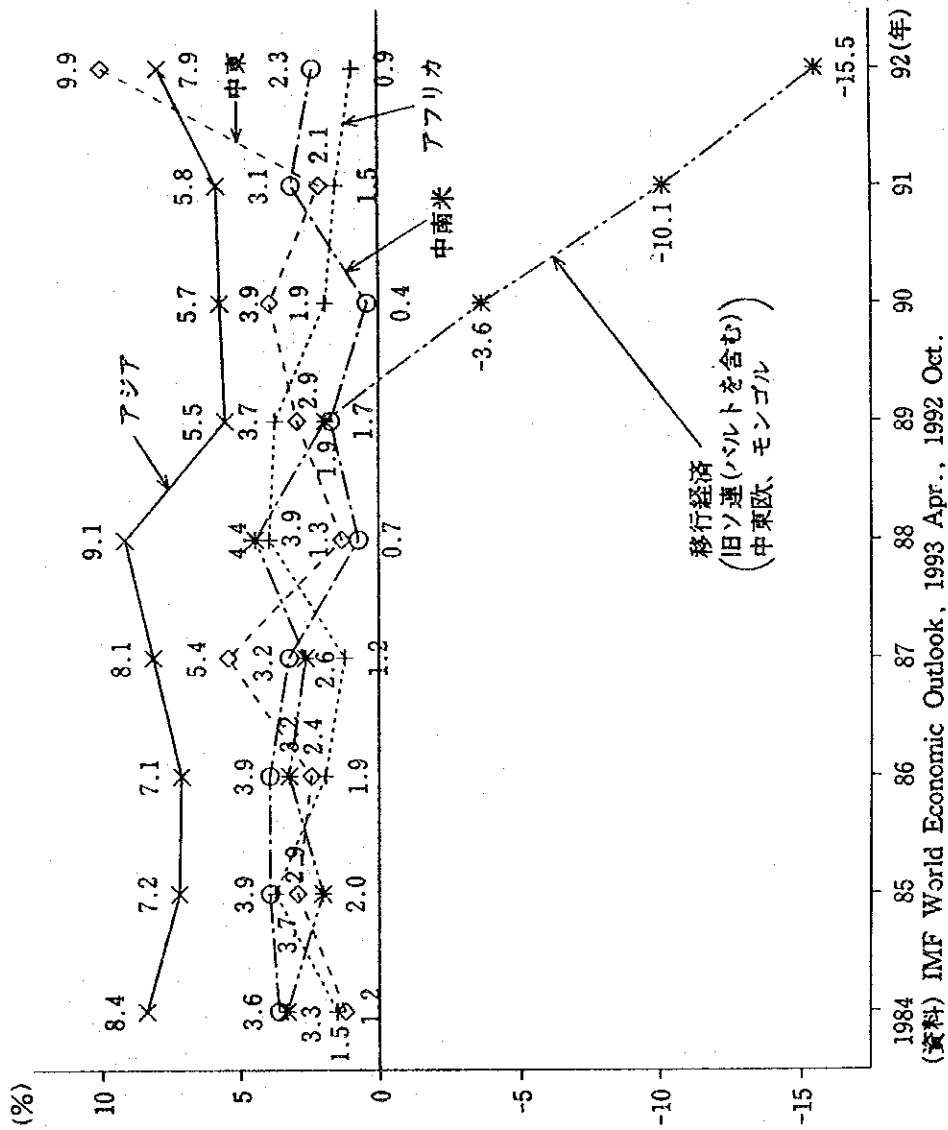
1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992(年)  
 (資料) IMF World Economic Outlook, 1993 Apr., 1992 Oct.

図-2 主要先進国実質GDP成長率の推移



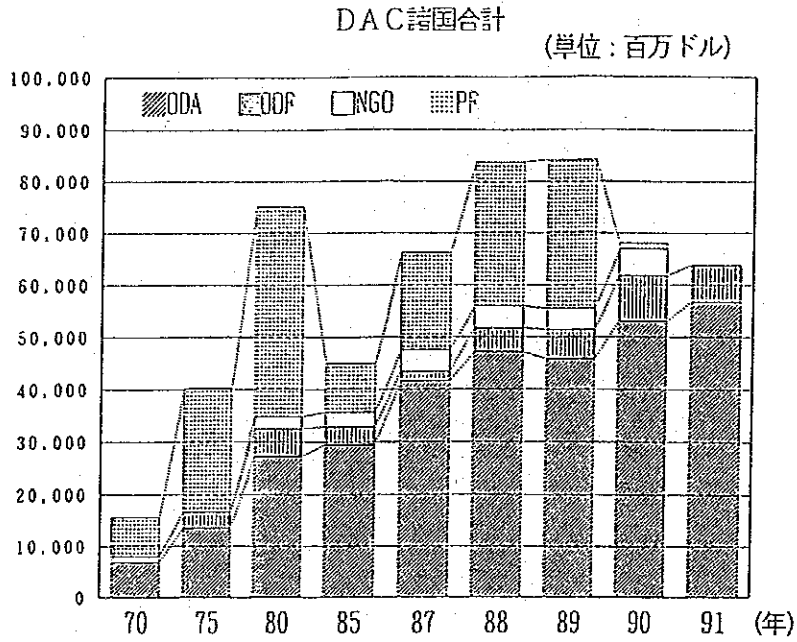
1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992(年)  
 (資料) IMF World Economic Outlook, 1993 Apr., 1992 Oct.

図一3 発展途上地域及び移行経済の実質GDP成長率

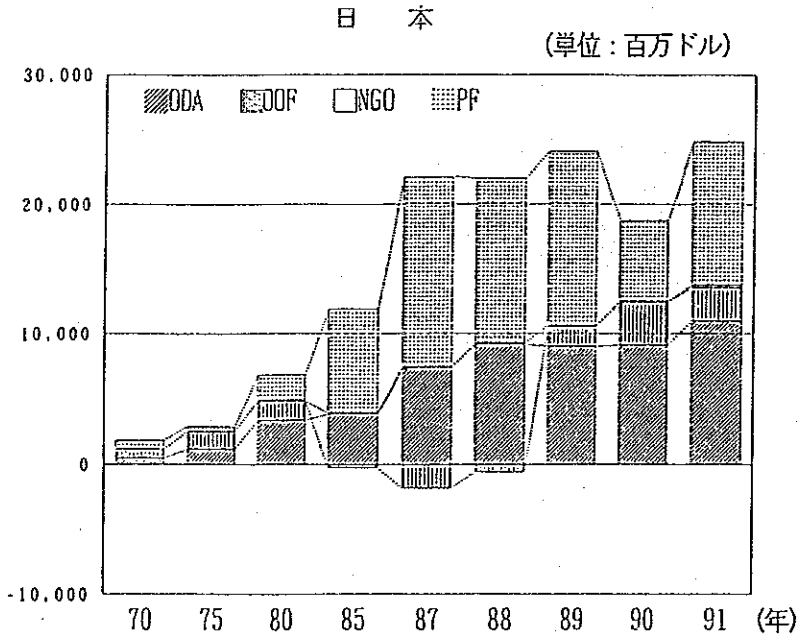


(資料) IMF World Economic Outlook, 1993 Apr., 1992 Oct.

図-4 経済協力資金フローの推移 (支出純額ベース)

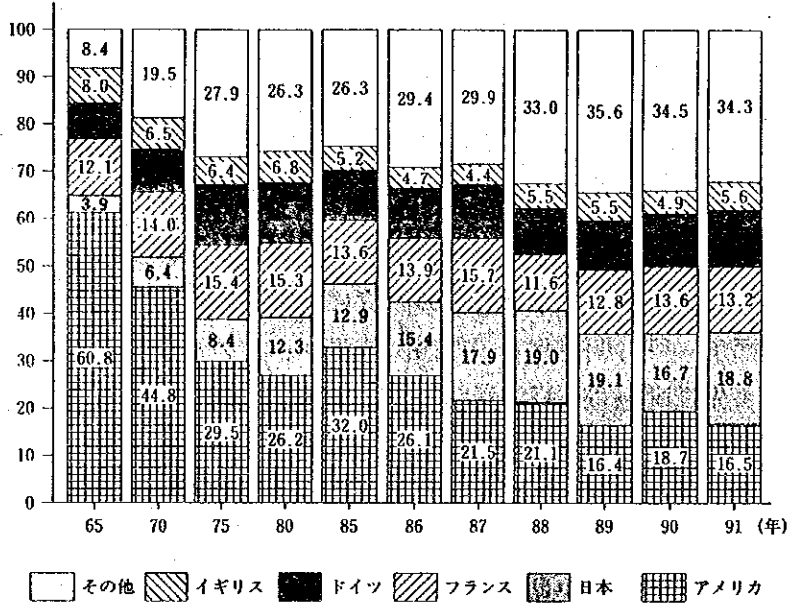


(注) 91年の NGOとPFについては未集計



(出典) 経企庁資料

図-5 DAC加盟国のODA全体における主要国のODAの構成比(%)



(資料)DAC, Development Co-operation

図-6 DAC加盟国の資金フロー全体における主要国の構成比(%)

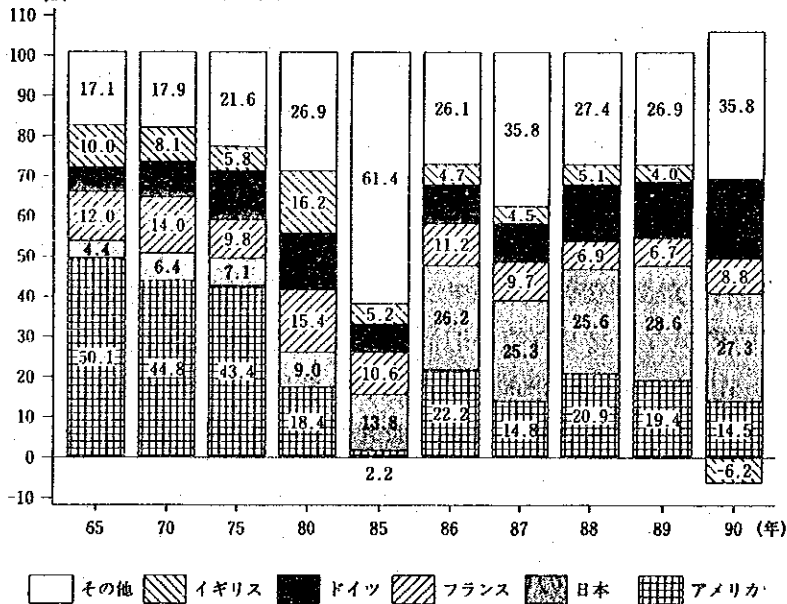
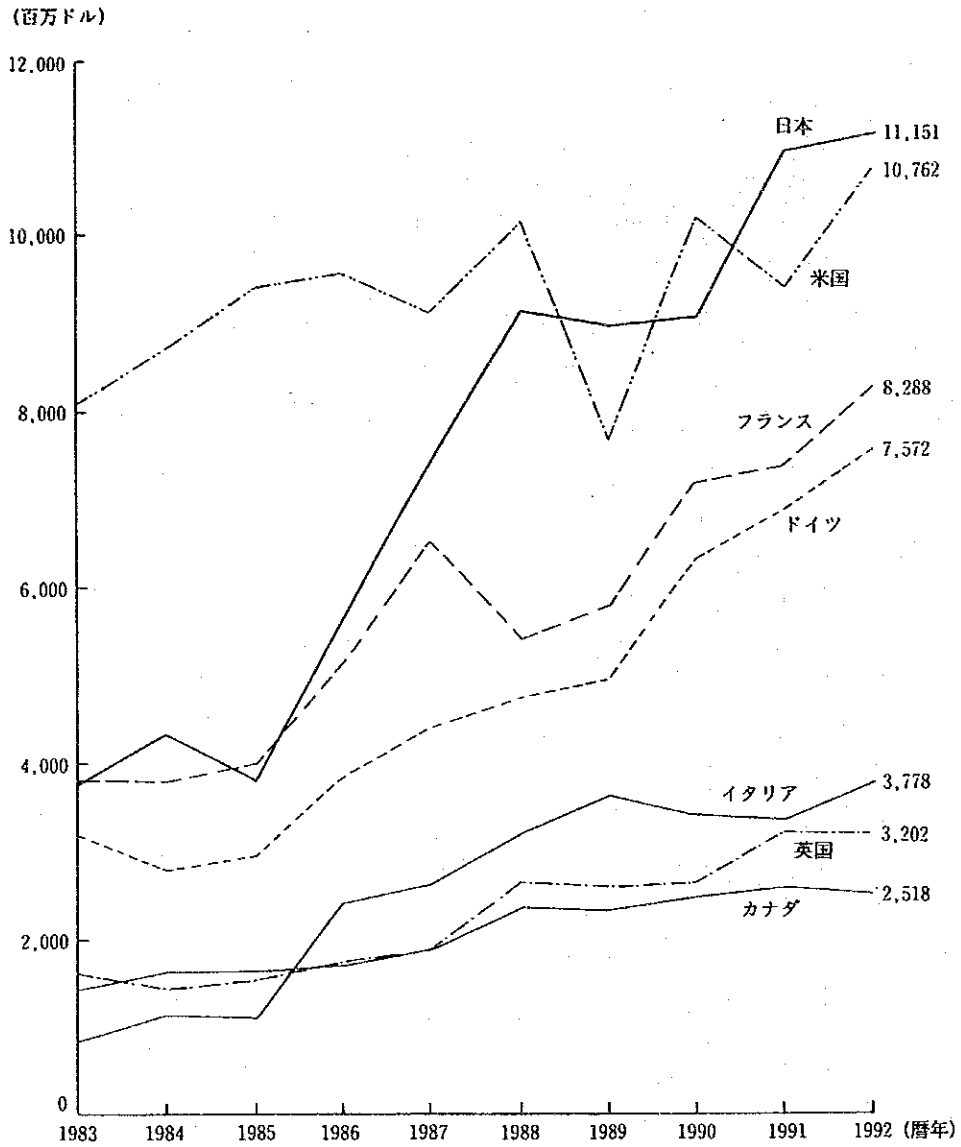


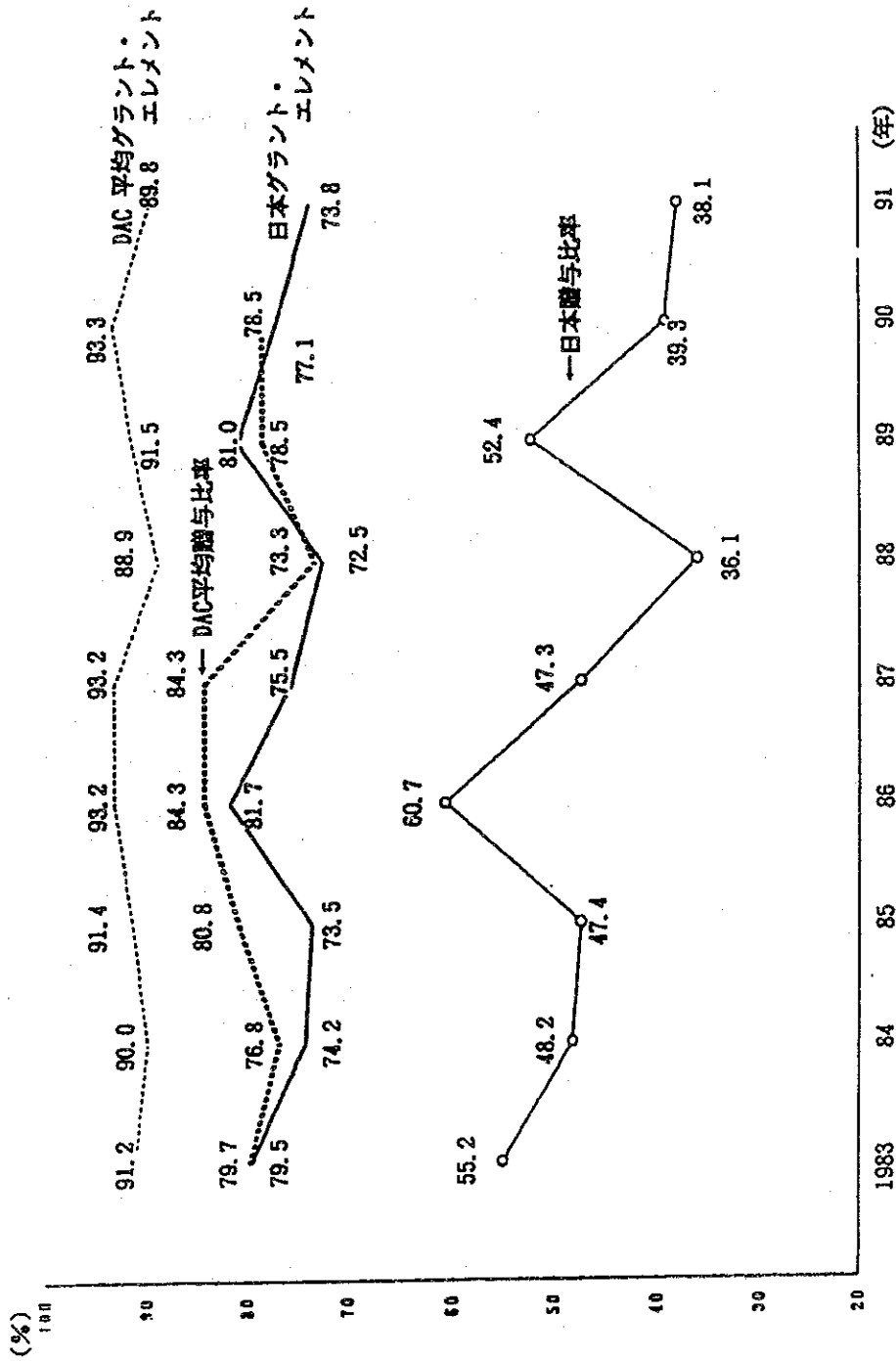


図-7 DAC主要国のODA実績の推移（支出純額ベース）



出典：93年DACプレス・リリース  
 ：92年実績は日本以外は暫定値を使用。

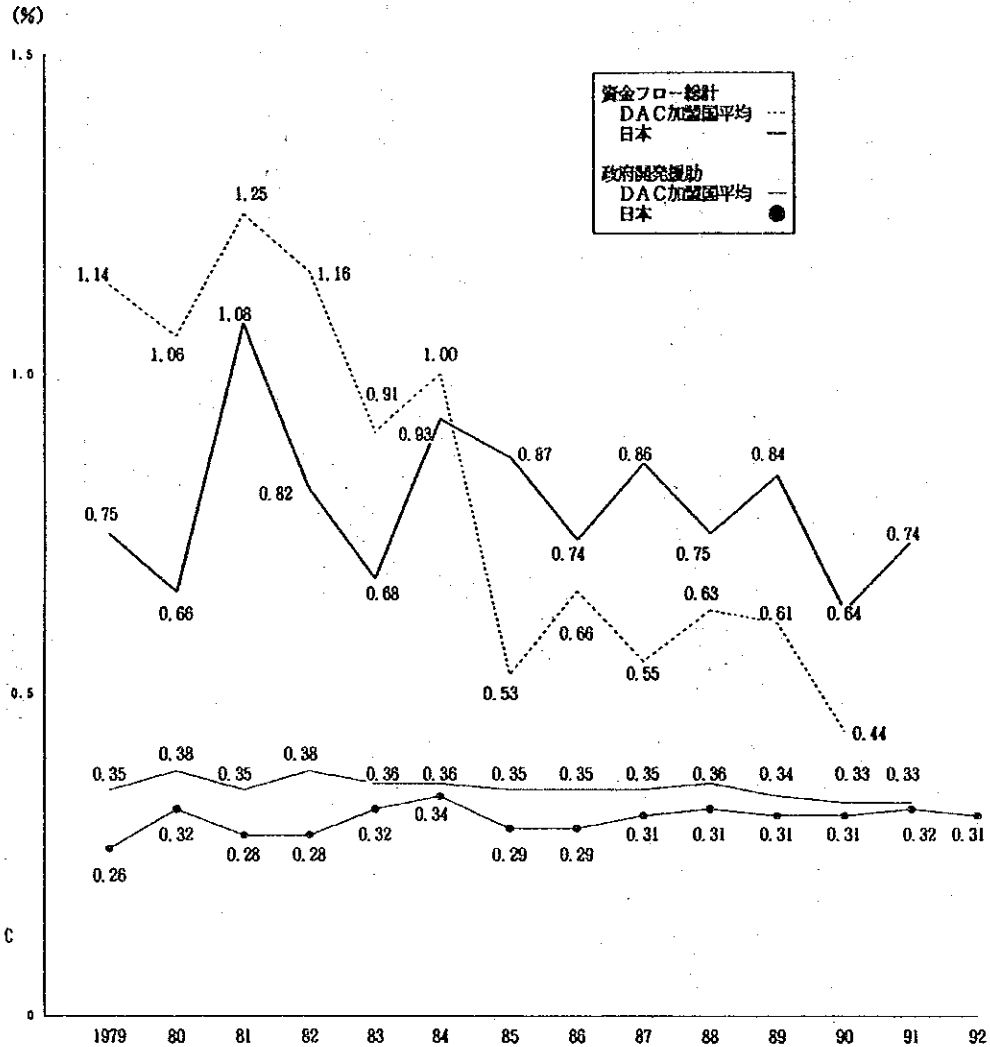
図-8 各国政府開発援助の質（我が国とDAC加盟国平均比較）



(注) 1991年のDAC平均贈与比率は集計中

(資料) DAC、Development Co-operation

図-9 我が国の経済協力実績の対GNP比（支出純額ベース）

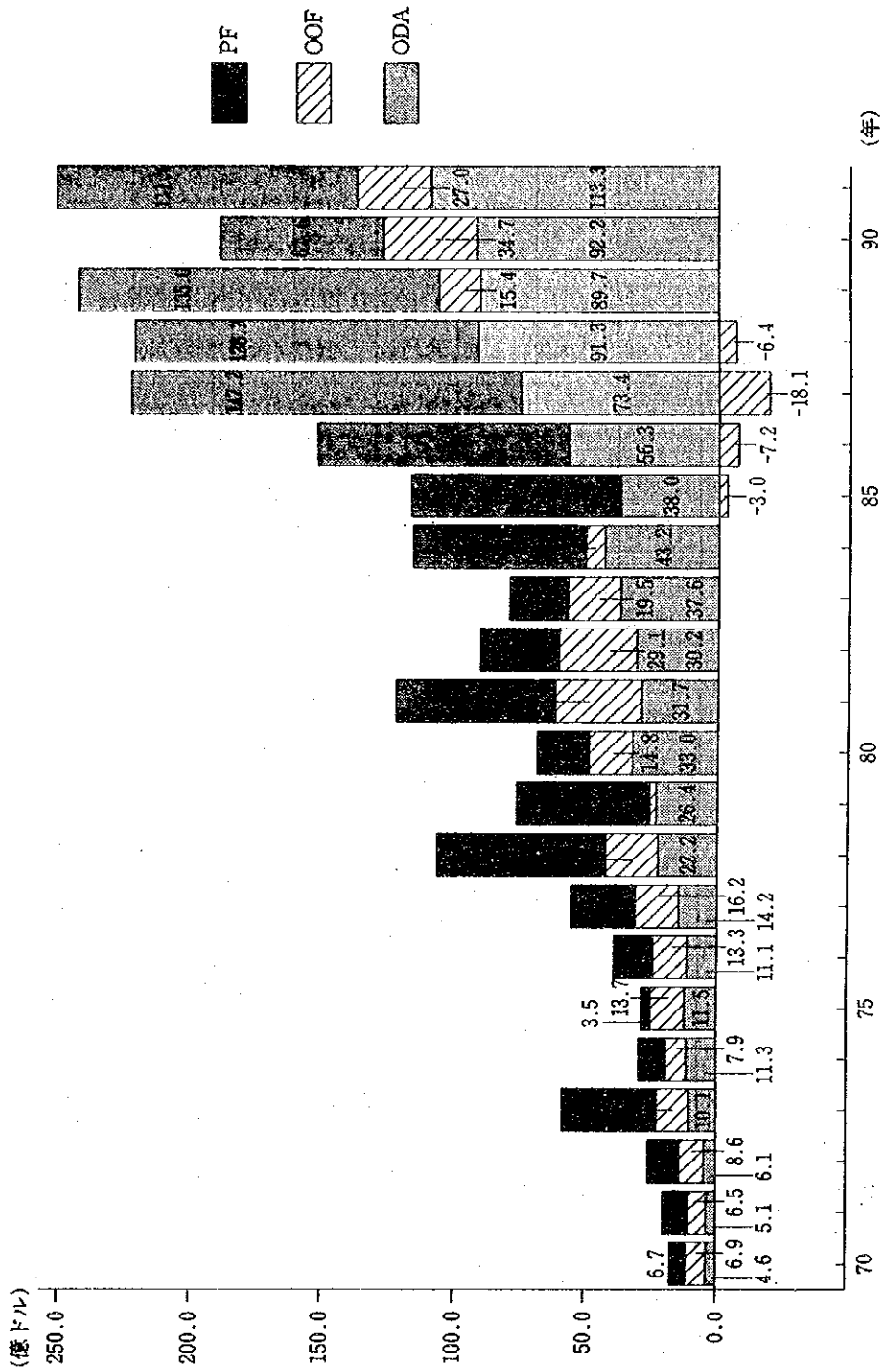


(注1) 1991年のDAC加盟国平均の資金フロー総計は集計中。

(注2) 1992年の日本のODAの対GNP比以外は集計中。

(資料) DAC. "Development Co-operation"

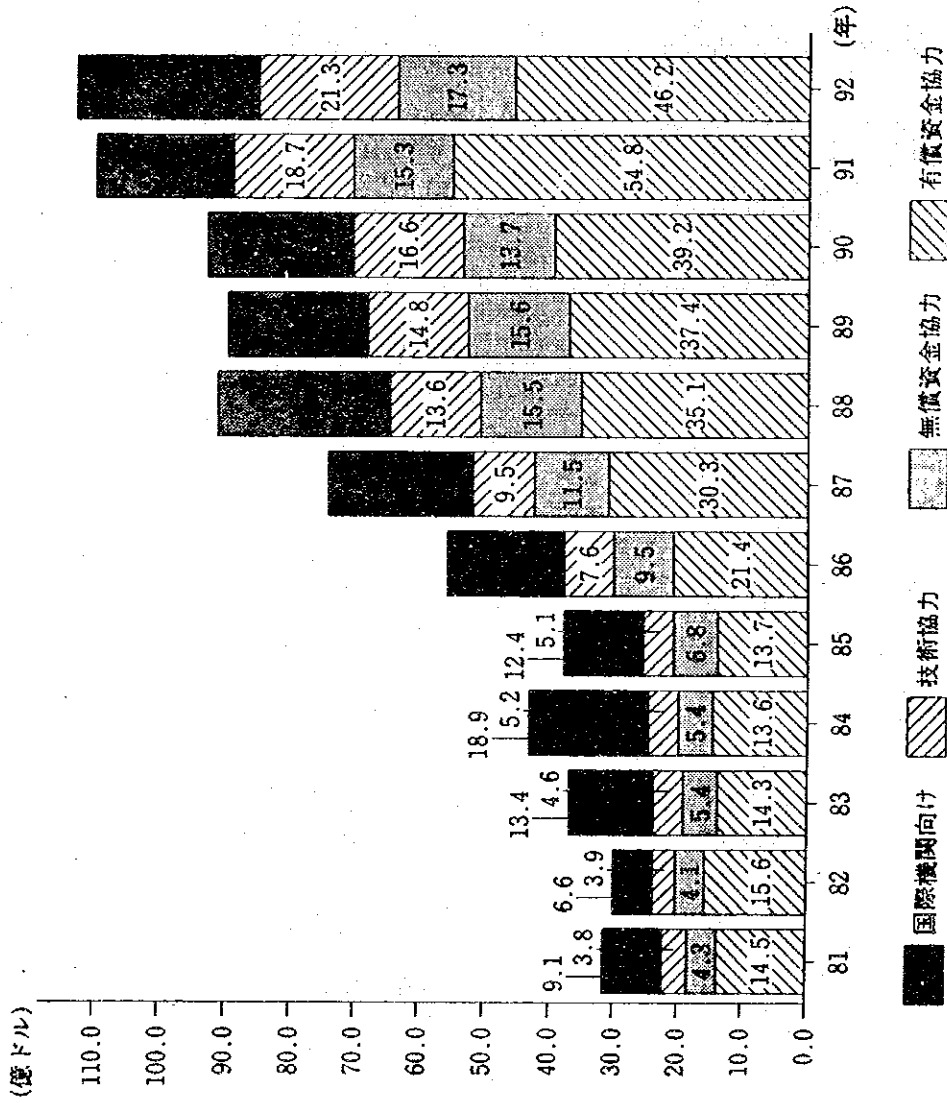
図-10 我が国の経済協力（支出純額ベース）



(注1) 1992年のOOF、PFについては集計中。

(出典) 経済協力の現状と問題点 ('93)

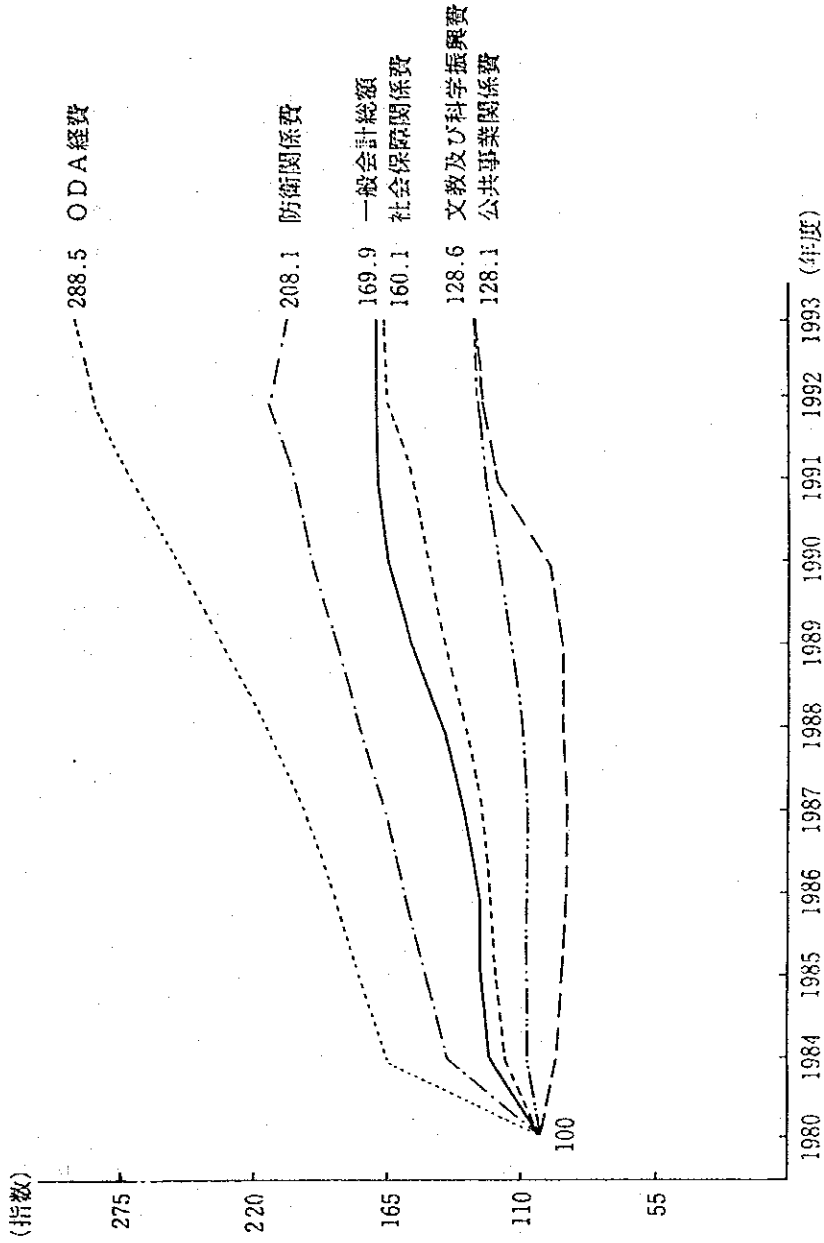
図-11 我が国政府開発援助（ODA）の推移（億ドル）



(注1)1990年以降は東欧向けを含む。  
 (注2)1982年以降技術協力の項目に行政経費が含まれる。

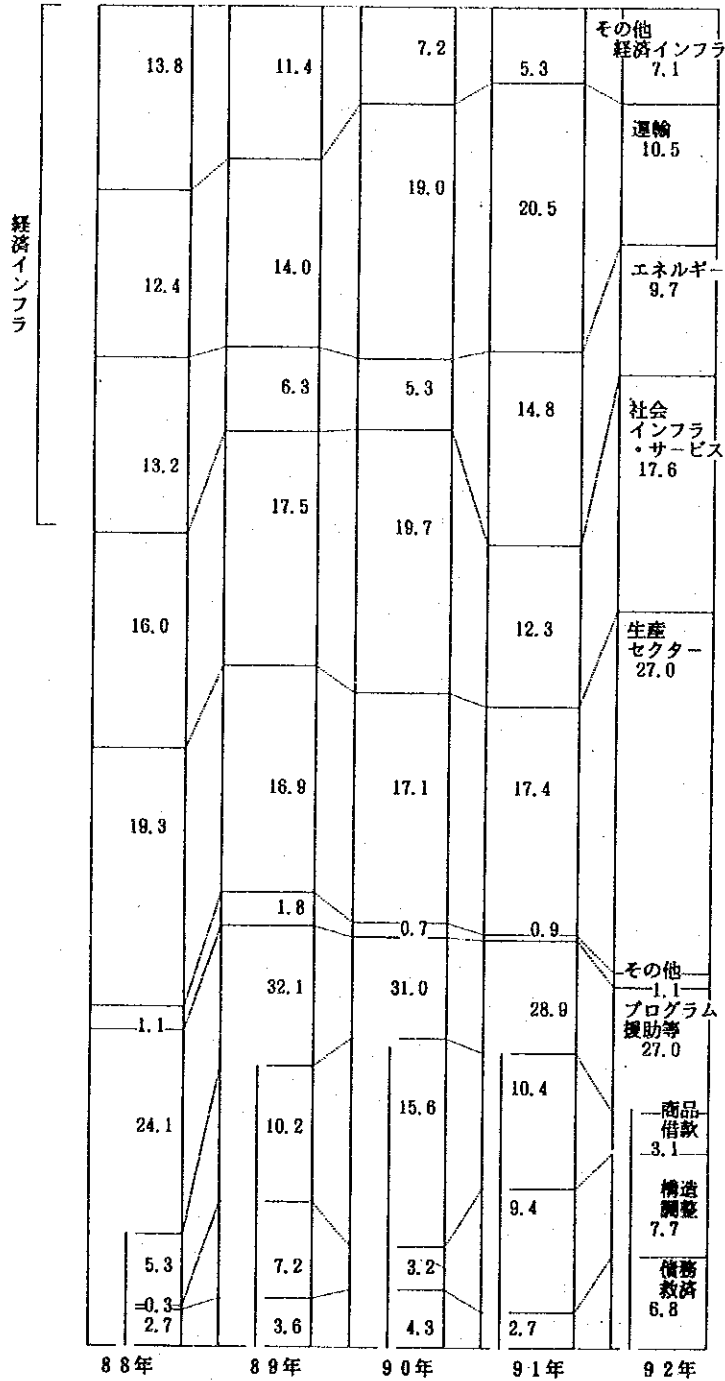
(出典) 経済協力の現状と問題点 (93)

図一 1 2 一般会計予算におけるODA予算と他予算の伸び率の推移 (1980年度=100)



(出典) 我が国の政府開発援助 ('93)

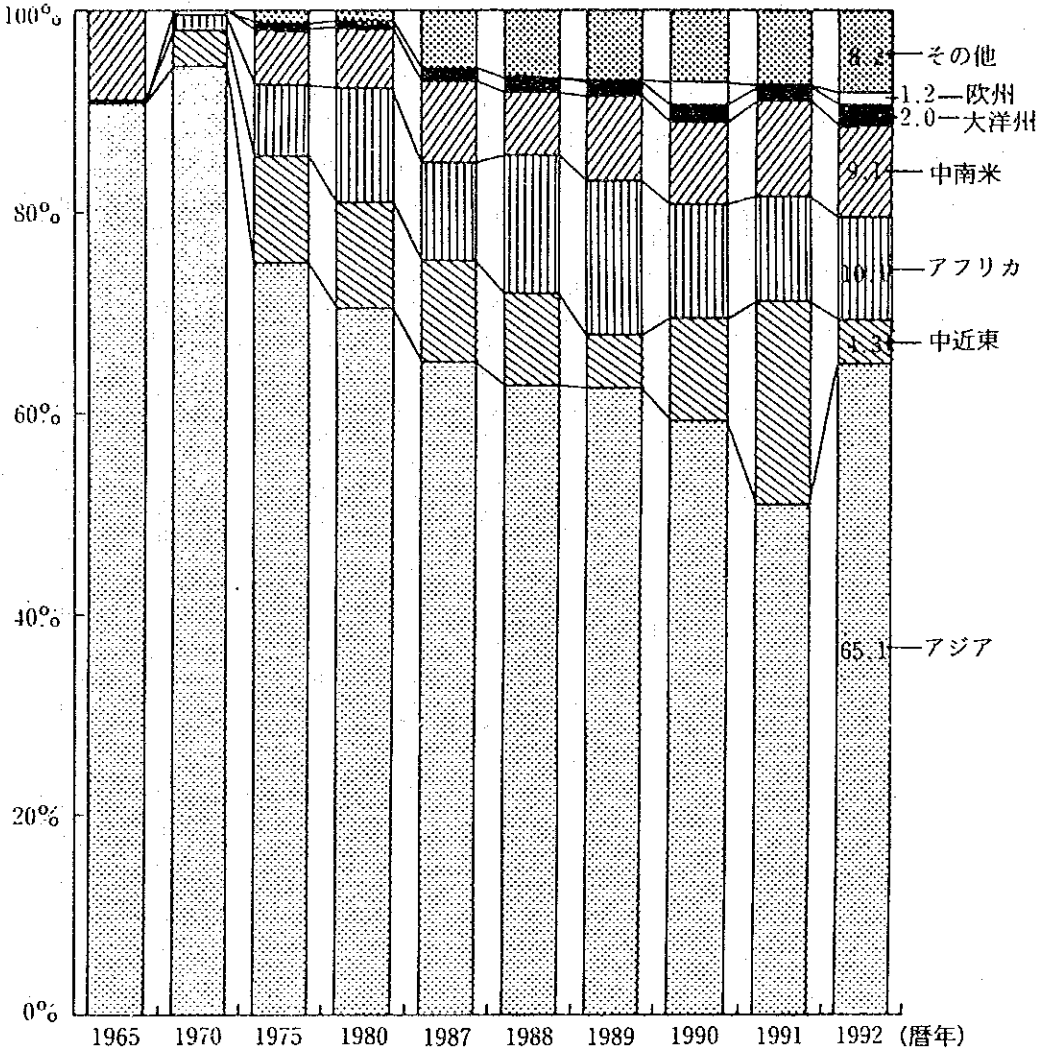
図-13 ニカ国ODAの分野別配分（約束ベース）



(出典) 我が国の政府開発援助 ('93)

図-14 我が国二国間ODA地域別割合の推移

(シェア)

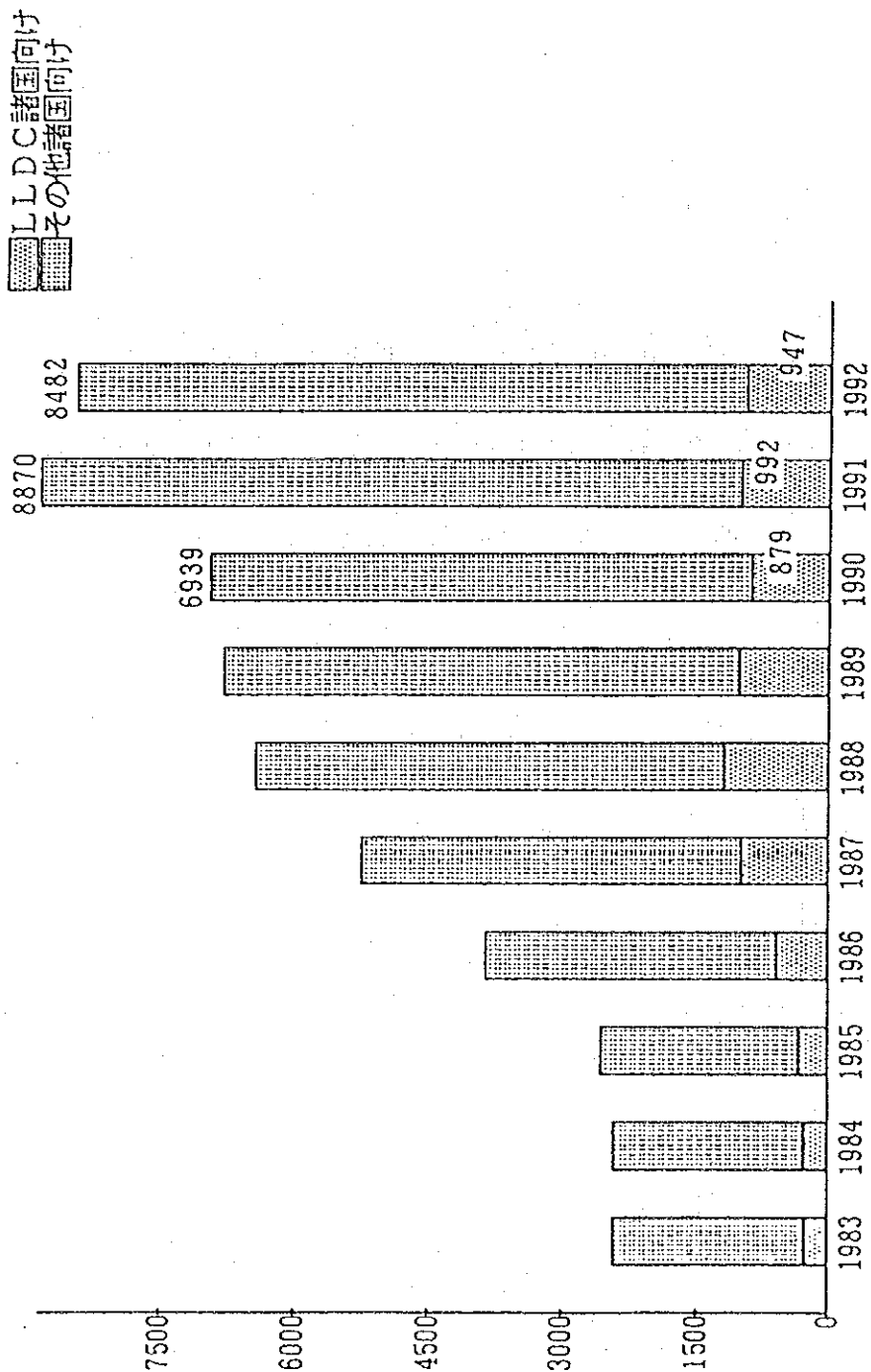


(注) 90年以降の欧州地域に対する実績には東欧向けを含む。

(出典) 我が国の政府開発援助('93)

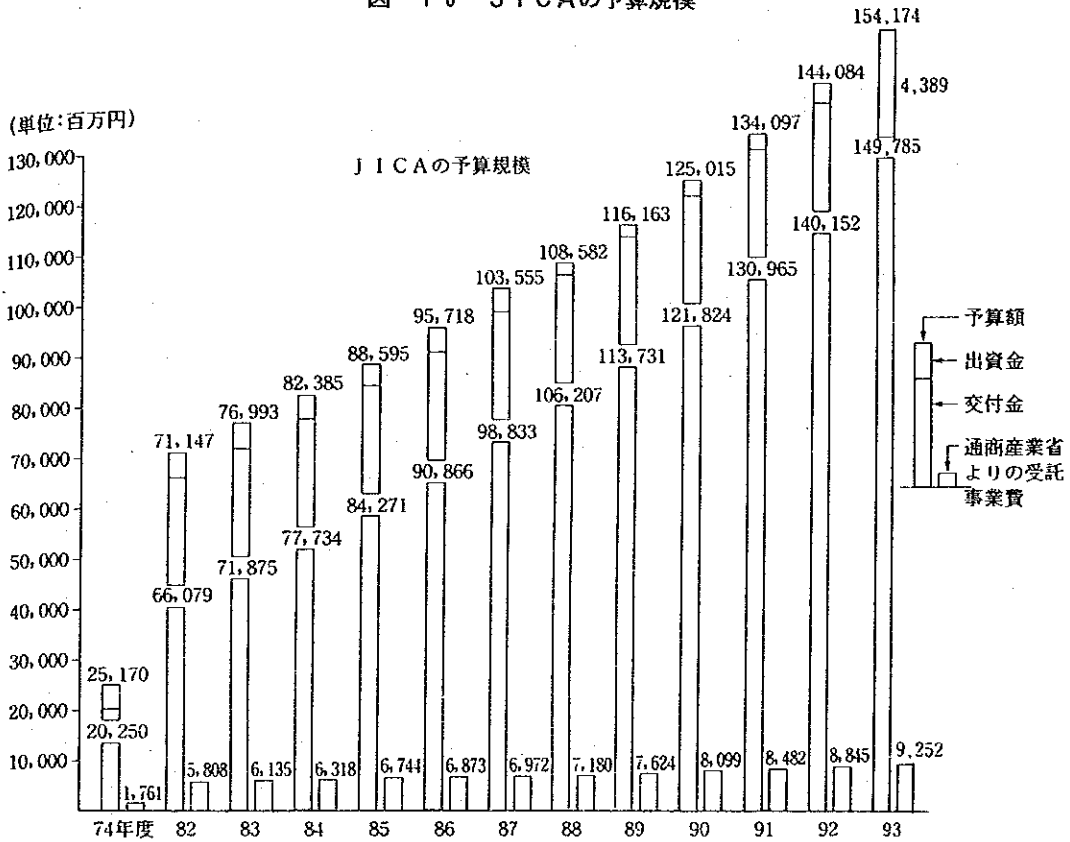


図-15 我が国の対LLDC諸国向け経済協力  
二国間ODA全体に占めるLLDCの割合  
(百万ドル)



(出典) 我が国の政府開発援助(93)

図-16 JICAの予算規模



(注) [設立当時との業務量の比較]

- (1) 予算額 6.0倍 (272億円-1.634億円)  
(93年度予算)
- (2) 研修員受入数 3.3倍 (2,169名-7,086名)  
(継続を含めて8,327名)
- (3) 青年海外協力隊員派遣数 4.5倍 (208名-939名)  
(993年7月1日現在)
- (4) 専門家派遣数 5.4倍 (513名-2,727名)  
(継続を含めて4,186名)  
(員数については92年度実績)

(出典) 我が国の政府開発援助 ('93)





JICA

